

# 群馬県環境基本計画2021-2030

(案)

令和2年12月  
群馬県



# 目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨と考え方	2
第2節 計画の性格と役割	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の構成	4
第2章 計画の基本方向	5
第1節 群馬県の環境行政を振り返って（2016-2019）	6
第2節 群馬県の環境の現状	9
第3節 群馬県の特徴	16
第4節 時代潮流	18
第5節 県民の意識	22
第3章 群馬県が目指す将来像と計画の基本的目標	29
第1節 2040年に向けた群馬県の環境の将来像	30
第2節 目指すべき群馬県の環境の姿（基本目標）	31
第3節 計画の基本指針	32
第4節 SDGsの考え方の活用	33
第4章 施策体系と重点取組	35
第1節 施策の柱（4本柱）と重点取組	36
第5章 施策・事業の展開	43
第1節 地球温暖化対策の推進	45
1 温室効果ガスの排出削減による低炭素社会の実現	46
2 気候変動適応策の推進	49
3 再生可能エネルギーの普及・拡大、地産地消	51
4 水素利用の拡大・社会への普及	53
5 二酸化炭素吸収源対策	54
6 フロン類排出抑制対策	55
第2節 持続可能な循環型社会づくり	59
1 5Rの推進	60
2 廃棄物等の適正処理の推進	64
3 災害廃棄物処理体制の強化	67
4 持続可能な社会を支える人づくり	68
5 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大	70
第3節 自然との共生と森林（もり）づくり	73
1 生物多様性の保全	74
2 生態系に応じた自然環境の保全と再生	75
3 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組	78
4 自然とのふれあいの拡大	80
5 森林環境の保全	82
6 里山・平地林・里の水辺の再生	84
第4節 安全・安心で快適な生活環境づくり	87
1 水環境、地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進	88
2 大気環境の保全、騒音、振動、悪臭の防止	92
3 有害化学物質による環境リスクの低減	95
4 放射性物質への対応	96
5 快適な生活環境の創造	98
第6章 進行管理	101

資料	103
「群馬県環境基本計画2016-2019」進捗状況調査結果	○
環境問題に対する県民意識アンケート	○
群馬県環境審議会委員名簿	○
群馬県環境基本計画策定の経過	○
群馬県環境基本条例	○
SDGsと実施施策との関係	○

# 第 1 章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨と考え方

群馬県では、1996（平成8）年10月に制定した「群馬県環境基本条例」に基づいて、1997（平成9）年2月に、本県における環境行政の指針となる最初の「群馬県環境基本計画」を策定しました。

県では、1996（平成8）年から2005（平成17）年までを計画期間とするこの基本計画に沿って、大量生産、大量消費、大量廃棄社会を見直し、環境との調和、持続的に発展する社会を目指して各種の環境保全施策の取組を進めてきました。

2006（平成18）年3月には、実践・実行を念頭に置いた「群馬県環境基本計画2006－2015」を策定し、「群馬の豊かな自然を守り、育む」「環境への負荷が少ない循環型社会をつくる」「自主的取組と各主体間の連携を進める」の基本目標のもと、環境保全に関する取組を推進しました。

その後、中間年にあたる2010（平成22）年度に、計画の理念や基本的な考え方は継承しつつ、今日的な視点から必要な見直しを行い、「群馬県環境基本計画2011－2015」として改定しました。

2016（平成28）年3月には、現行計画の「群馬県環境基本計画2016－2019」を策定し、「豊かで持続的に発展する環境県群馬を目指して」をメインテーマとして、県民生活の水準を維持増進させつつ、温室効果ガスやごみ等の環境に負荷を与えるものの排出が抑制された、質が高く持続可能な環境県づくりを目指してきたところであり、今回、計画期間が終期を迎えました。

また、この間に大規模地震、風水害等の自然災害の発生やこれに伴う再生可能エネルギーへの関心の高まり、人口減少社会の到来など、社会経済情勢が大きく変化している中で、これらに対応した新たな環境行政の展開が必要になってきています。

このため、そうした変化等に対応しつつ、これまでの環境行政の取組の成果や県民意識の変化などを踏まえながら、次の考え方に沿って新たな基本計画を策定するものです。

- 1 長期的視点に立ち、ぐんまの環境のあるべき姿や目標を示す。
- 2 あるべき姿や目標の達成に向け、計画期間内に取り組む施策を明らかにする。
- 3 環境・経済・社会の課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）の考え方も活用し、施策を推進する。
- 4 「ぐんま5つのゼロ宣言」実現のための取組は、重点プロジェクトに位置付け、強力で推進する。

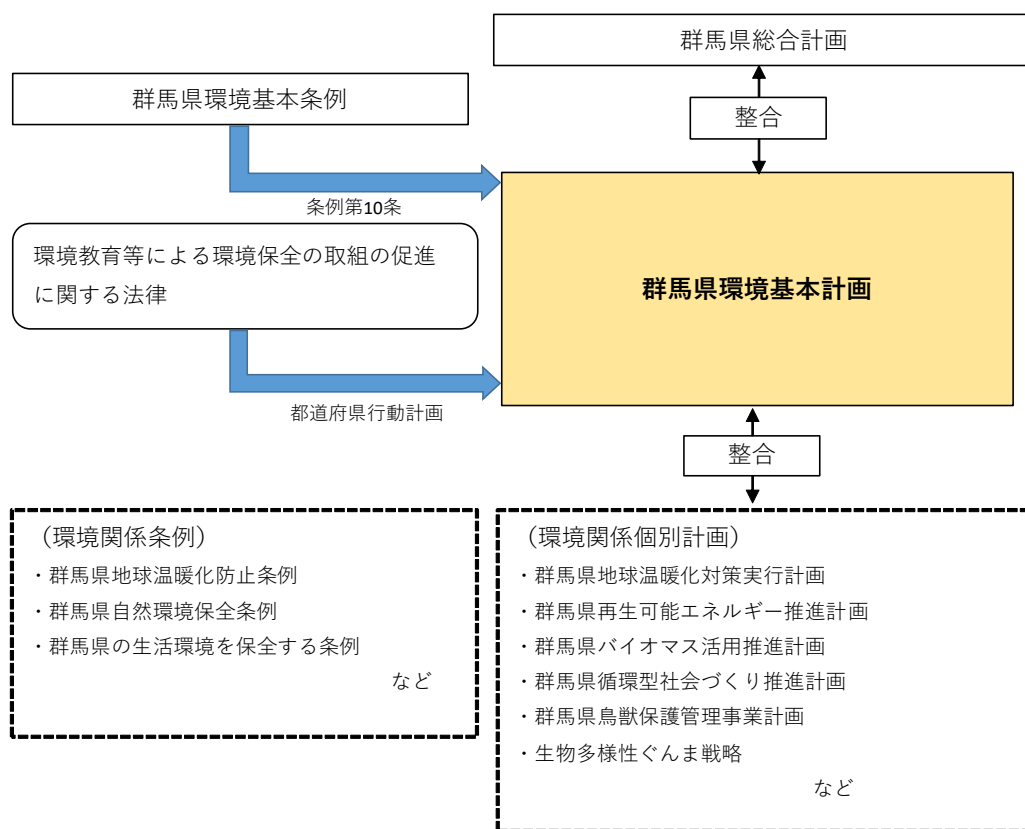
## 第2節 計画の性格と役割

本計画は、群馬県環境基本条例第10条の規定に基づいて策定するもので、次のような性格と役割があります。

- 1 群馬県の良い環境の保全と創造に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図る。
- 2 「新・総合計画（第16次群馬県総合計画）」を環境面から推進する。
- 3 群馬県の良い環境の保全と創造に関する各計画や施策の上位計画であり、良い環境の保全と創造に関する各計画や施策は、本計画に基づいて策定・実施する。
- 4 その他の環境に影響を及ぼすと認められる施策は、本計画との整合を図る。

なお、環境教育等促進法に基づく環境学習等推進行動計画を本計画の一部として位置付ける。

### 群馬県環境基本計画と県総合計画及び環境関係計画等の体系図



### 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、概ね5年程度を目途に必要な見直しを行います。

なお、環境施策は長期的な展望をもって取り組む必要があることから、本計画では、概ね20年後（2040年）のあるべき姿を将来像として設定し、その実現に向けた2030（令和12）年の姿（長期的な目標）と施策の方向を示します。

## 第4節 計画の構成

本計画は、全6章から構成されています。各章で記載されている主な内容は、以下のとおりとなります。

<計画の構成図>

### 第1章 計画の基本的事項

計画策定の趣旨と考え方、計画の性格と役割、計画の期間及び構成を示します。

### 第2章 計画の基本方向

本県の環境行政の振り返りや環境の現状等を示します。

### 第3章 群馬県が目指す将来像と計画の基本的目標

本県が目指す環境の将来像と計画の基本的目標を示します。

### 施策の展開方向・取組内容

### 第4章 施策体系と重点取組

施策の方向を「4つの柱」に区分して設定し、特に力を入れて取り組む施策を示します。

<施策の柱（4本柱）>

I 地球温暖化対策の推進

II 持続可能な循環型社会づくり

III 自然との共生と森林（もり）づくり

IV 安全・安心で快適な生活環境づくり

### 第5章 施策・事業の展開

実施する施策・事業4つの柱ごとに網羅的に示します。

### 第6章 進行管理

計画の進行管理を示します。



## 第2章 計画の基本方向

## 第1節 群馬県の環境行政を振り返って（2016-2019）

本県では、これまで「群馬県環境基本計画2016-2019」に基づいて環境行政を推進してきました。ここでは、この計画の成果や課題を6本の施策の柱に沿って、明らかにします。

### 1 地球温暖化の防止

2006(平成18)年度から、県内の事業者に対して、地球温暖化防止に向けた自主的な取組として、「環境G S (Gunma Standard) 認定制度」を創設しました。2018(平成30)年度末で2,548事業者が認定を受けました。

2009(平成21)年度に「群馬県地球温暖化防止条例」を制定し、県民・事業者・行政の役割を明確にするとともに、前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上の事業者や自動車運送事業者で県内に登録している事業の用に供する自動車の総数が100台以上である事業者など、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者の排出削減計画書提出を義務付けました。また、本県の特徴である自動車の使用等に関する対策を明確にし、新車販売時の自動車環境情報の表示・説明やアイドリングストップの周知を義務付けました。

一方で、本県全体での温室効果ガスの排出量は、最新値の2017(平成29)年度は17,923千t-CO<sub>2</sub>となり、当初の目標設定時に把握した2013(平成25)年度の18,699千t-CO<sub>2</sub>から4.1%減少し、前年度からも0.05%減少しました。これは、電力消費量の減少等が主な原因で、更に1kWhを発電する際に排出される二酸化炭素の量（電力排出係数）が下降したことも要因になったとみられます。

### 2 生物多様性の保全・自然との共生

2007(平成19)年度に「尾瀬」が「日光国立公園」から独立し、公園区域を拡大し、全国29番目の国立公園として、「尾瀬国立公園」に指定されました。

この尾瀬をフィールドとして、2008(平成20)年度から、環境学習を通して、群馬の子どもたちの自然を守る意識と郷土を愛する心を育むことを目的に「尾瀬学校」を推進し、2019(令和元)年度までの12年間で120,740人が尾瀬を訪れています。

2015(平成27)年度には、芳ヶ平湿地群が、群馬県3例目のラムサール条約湿地<sup>(注1)</sup>として登録されました。

一方で、2012(平成24)年度に、「群馬県レッドデータブック」を改訂したところ、絶滅または絶滅のおそれのある野生生物が908種から1,162種<sup>(注2)</sup>に増加していることが明らかとなりました。

このため、2014(平成26)年度には、生物多様性の保全などを目的に「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を制定するとともに、11種を特定県内希少野生動植物種に指定しました。

本県は、県土の3分の2が森林であり、多種多様な野生動植物が生息・生育していますが、一部の野生鳥獣においては、管理されなくなった農地・里山等の増加や自然環境の遷移、狩猟者の減少等に伴う生息数の増加及び生息域の拡大により、自然環境や農林水産業への被害が拡大し、2019(令和元)年度の農林業被害額は、559,405千円となっています。

注1：このほか、2005(平成17)年度に尾瀬、2012(平成24)年度に渡良瀬遊水地が登録されています。

注2：2018(平成30)年のレッドリストの一部改訂により、1,182種に増加しています。

### 3 森林環境の保全

豪雨等により荒廃した溪流や山腹崩壊において、治山ダム工等の治山施設を設置するとともに、森林の造成、保育等の整備を実施し、公益的機能の高い森林づくりを行いました。

また、森林が有する公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対する支援や、条件不利地、保安林等の公益上特に重要な森林に対する間伐等、森林整備を実施しました。

この他、森林を支える仕組みづくりとして「森林ボランティア支援センター」において、専用ホームページや情報誌による情報発信や森林ボランティア活動団体を対象にした刈払機の取り扱いなどの安全研修、森林整備作業器具の貸出し等を実施し、森林ボランティア団体の活動を支援しました。

### 4 生活環境の保全と創造

2009(平成21)年に環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)については、2013(平成25)年度までに9局の監視体制を整え、県ホームページを通じて測定結果を公表しています。また、2012(平成24)年度にPM2.5注意報発令体制を整えましたが、2018(平成30)年度まで発令実績はありません。

2011(平成23)年の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県では一時的に空間放射線量の上昇が認められましたが、その後減少し、現在の空間放射線量は事故前の平常値の範囲内で安定して推移しています。2012(平成24)年度からは、25基のモニタリングポストで県内全域を常時監視している他、携帯型の空間放射線量測定器(サーベイメータ)等により、定期的に生活圏を中心に空間放射線量を測定し、結果を公表しています。2019(令和元)年度に県内443地点で測定した結果、全地点で空間放射線量率は問題のないレベルで安定していることが確認されました。

### 5 持続可能な循環型社会づくり

ごみの減量には、3R(リデュース、リユース、リサイクル)とともに、生活スタイルの転換が必要です。県では、県民への普及を図るため、2000(平成12)年度から「買い物袋持参運動(マイ・バッグ・キャンペーン)」を積極的に進めており、現在では、各種団体・事業者・有識者・行政で構成する「群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」に受け継がれ、県内の1,290店舗が協力店として登録しています。

また、2015(平成27)年度に策定した「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」に基づき、ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、同計画に基づいて、2016(平成28)年度に、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けて「群馬県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

### 6 全ての主体が参加する環境保全の取組

2008(平成20)年度に開始した「尾瀬学校」に2019(令和元)年度は、県内の小中学生8,005人が参加し、環境を守ることの大切さを学びました。

本県では、地域の環境保全活動の牽引役を育成する取組として、「群馬県環境アドバイザー登録制度」を設けていますが、活動者数は横ばいです。

このため、2012(平成24)年度からは、「ぐんま環境学校(エコカレッジ)」を創設し、ボランティア相互のネットワークづくりと主体的に環境学習を実施できる人材の育成に努め、2019(令和元)年度までに192人が修了しました。

環境行政の動き（2016-2019）

年度	群馬県の取組	国等の動き
2016 (H28)	「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」策定 「群馬県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定 「第8期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」策定 「群馬県災害廃棄物処理計画」策定 「生物多様性ぐんま戦略」策定	「パリ協定」発効 「地球温暖化対策推進法」改正 「地球温暖化対策計画」策定
2017 (H29)	「ぐんまちゃんのこども環境白書」・「ぐんまちゃんのごみBOOK」作成 「群馬県交通まちづくり戦略」策定	地域適応コンソーシアム事業実施（3か年計画）
2018 (H30)	気候変動による高山・亜高山生態系への影響調査実施 （2か年計画）	「気候変動適応法」施行 「第五次環境基本計画」策定 「第五次エネルギー基本計画」策定 「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定 「新・尾瀬ビジョン」改定
2019 (R元)	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」 「群馬・気象災害非常事態宣言」 「全力疾走 366プラン」策定 「ぐんまSDGsイニシアティブ」発信 「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」変更 「第9期群馬県容器包装廃棄物分別収集計画」策定	「プラスチック資源循環戦略」策定 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定 大阪首脳宣言（「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」共有） 「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行

## 第2節 群馬県の環境の現状

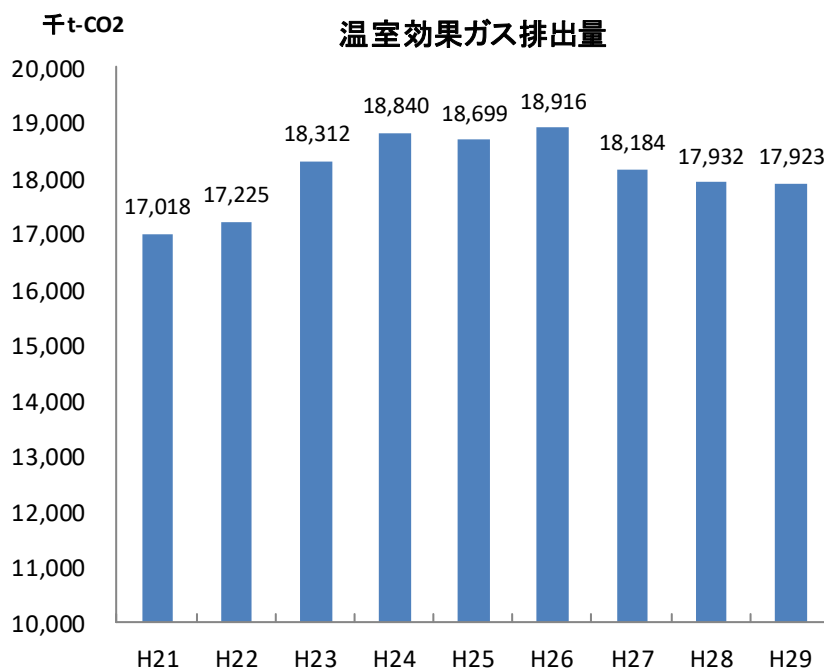
本県は、東西約96km、南北約119km、総面積約6,362km<sup>2</sup>の県土を有し、海拔12m程度から2,500m超までの変化に富んだ地形の中に、森林や利根川に代表される多くの河川、湖沼などが存在する豊かな自然に恵まれた県土を有しています。

このような県土の上に、多くの動植物により多様な生態系が形づくられ、またそこに暮らす人びとは、環境との調和を図りながら生活を営み、産業や文化を育んできました。

群馬県の環境の現状は、次のとおりです。

### 1 温室効果ガス

県内の温室効果ガス排出量は17,923千t-CO<sub>2</sub>（2017（平成29）年度データ）となり、2016（平成28）年度に比べ0.05ポイント減少しました。前年度と比べて排出量が減少した主な要因は、エネルギー消費量の減少等が挙げられます。



（資料：気候変動対策課）

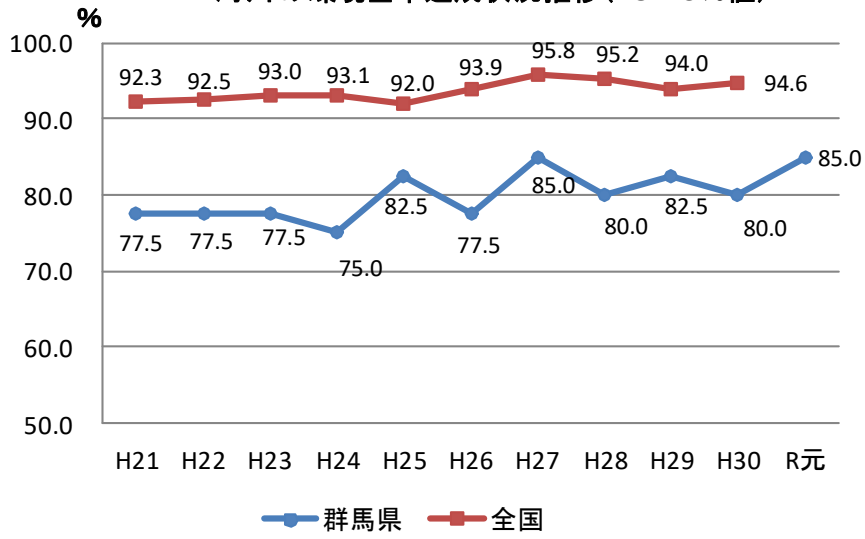
### 2 水質

2019（令和元）年度の河川におけるBODの環境基準達成率は、2018（平成30）年度から5.0ポイント上がって85.0%であり、2009（平成21）年度以降、わずかに改善傾向がみられます。しかし、全国平均94.6%（2018（平成30）年度）と比較すると低い状況です。

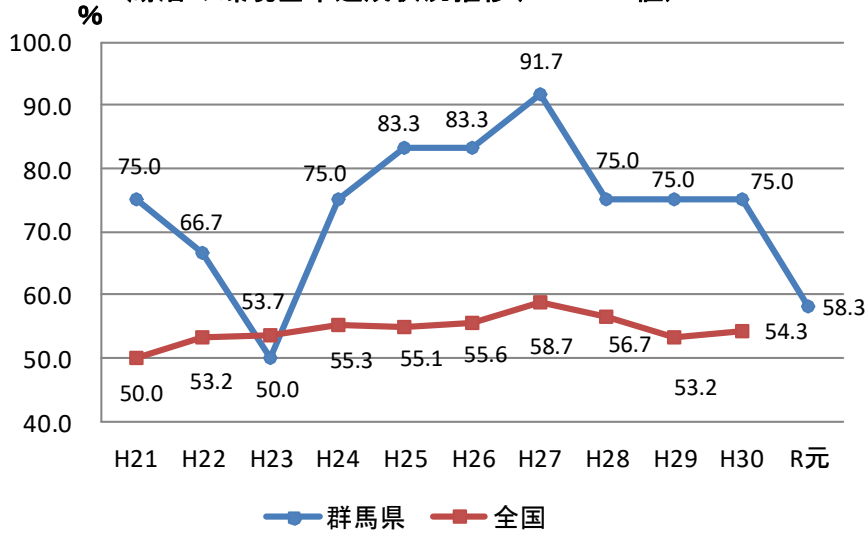
また、湖沼におけるCODの環境基準達成率は、2018（平成30）年度から16.7ポイント下がって58.3%でした。ここ数年と比較すると低い状況ですが、2011（平成23）年度にも、一時的に達成率が低下して50.0%となっており、2019（令和元）年度も同様の一次的なものと考えられます。なお、全国平均54.3%（2018（平成30）年度）と比較すると高い状況です。

2019（令和元）年度の汚水処理人口普及率は、81.8%で改善傾向にありますが、全国平均91.7%（2019（令和元）年度）を大きく下回っています。

河川の環境基準達成状況推移(BOD75%値)

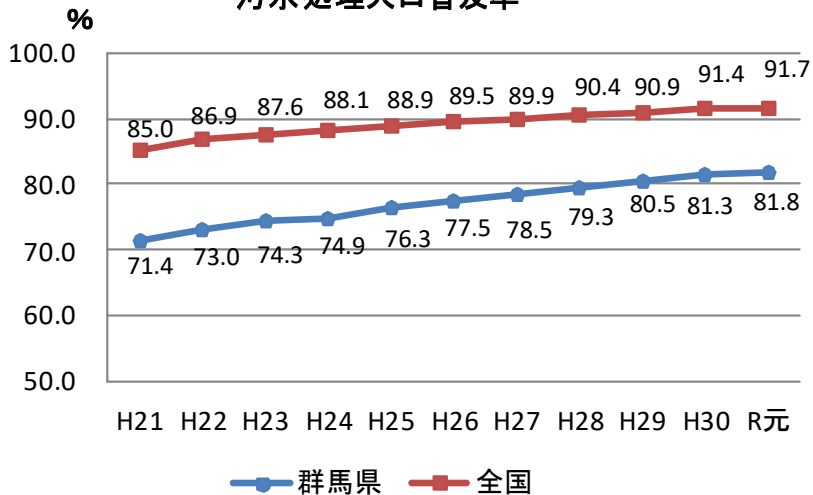


湖沼の環境基準達成状況推移(COD75%値)



(資料:環境保全課)

污水处理人口普及率

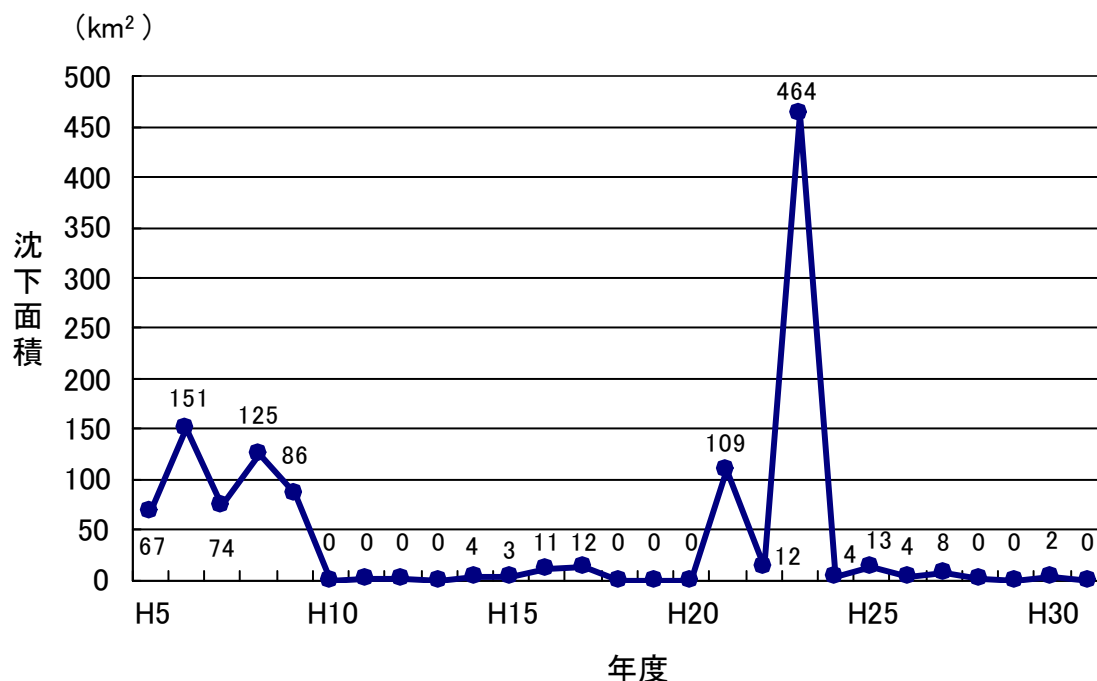


(資料:下水環境課)

### 3 地盤

2011(平成23)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動影響で大幅な地盤沈下が発生しましたが、2012(平成24)年から2019(令和元)年までの間では地震前の傾向と同様に、地盤沈下の注意が必要となる20mm以上の沈下はありません。

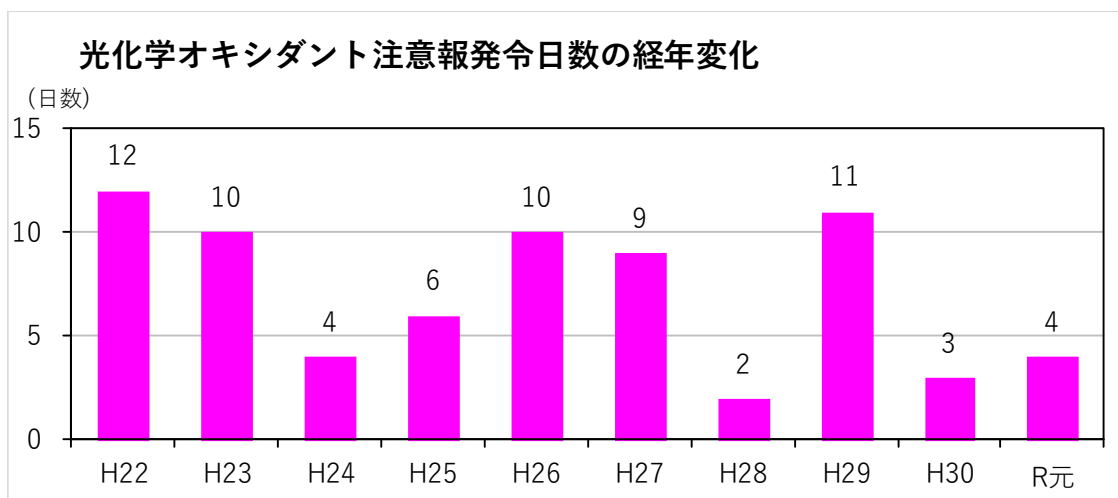
#### 年間10mm以上の地盤沈下面積の推移



(資料:環境保全課)

### 4 大気

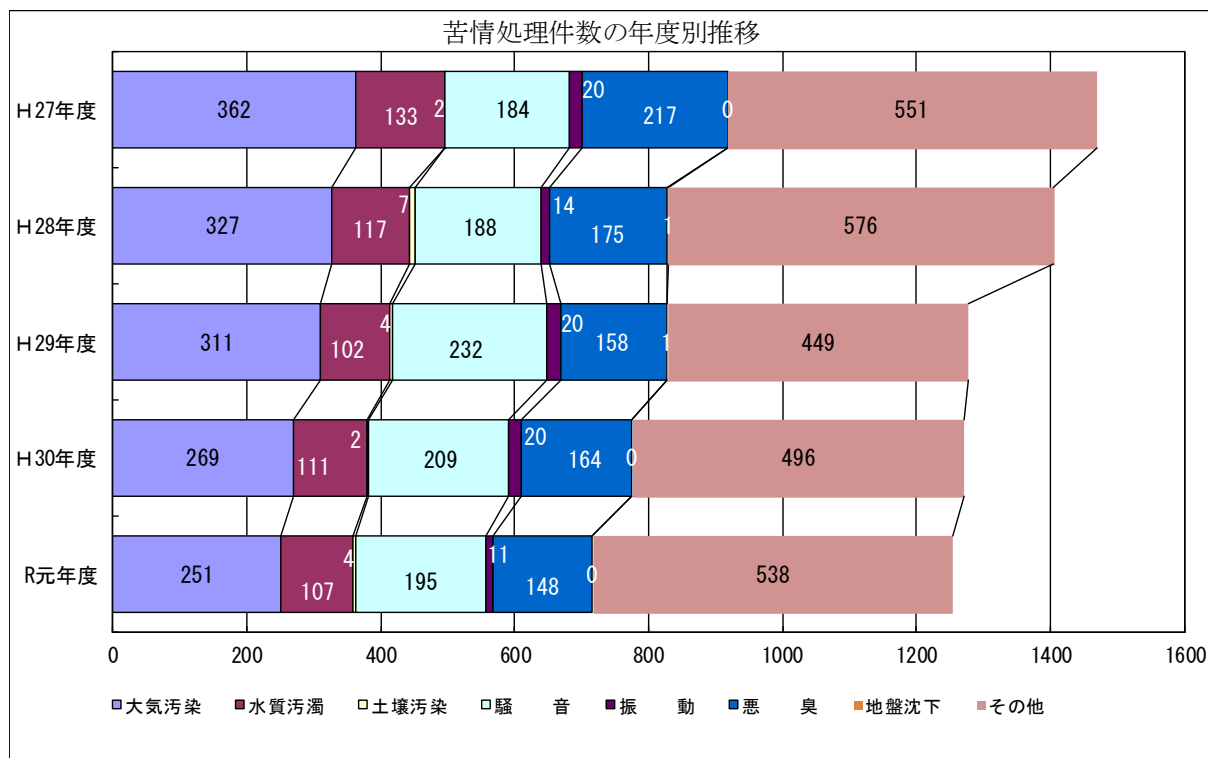
県内に30カ所(2020(令和2)年度現在 環境省設置1局、前橋市設置2局、高崎市設置5局を含む)に測定局を設置し、大気環境測定を実施しています。光化学オキシダントだけが、環境基準を達成することができず、毎年、注意報を発令しており、2019(令和元)年度の発令日数は4日でした。



(資料:環境保全課)

## 5 公害苦情

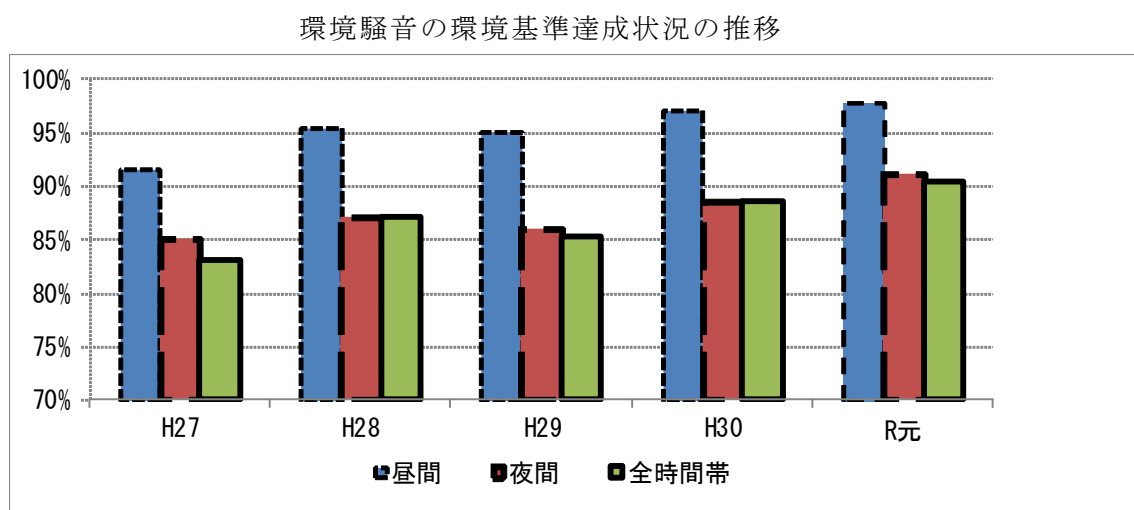
2019(令和元)年度に市町村、県で新規に受け付けた公害苦情の件数は1,254件で、2006(平成18)年度の3,347件をピークに減少傾向にあります。



(資料:環境保全課)

## 6 騒音

2019(令和元)年度の環境騒音の全時間帯での環境基準達成率は90.4%で、緩やかな改善傾向にあります。夜間の達成率は91.2%で、昼間の達成率97.8%と比べて7ポイント低くなっています。



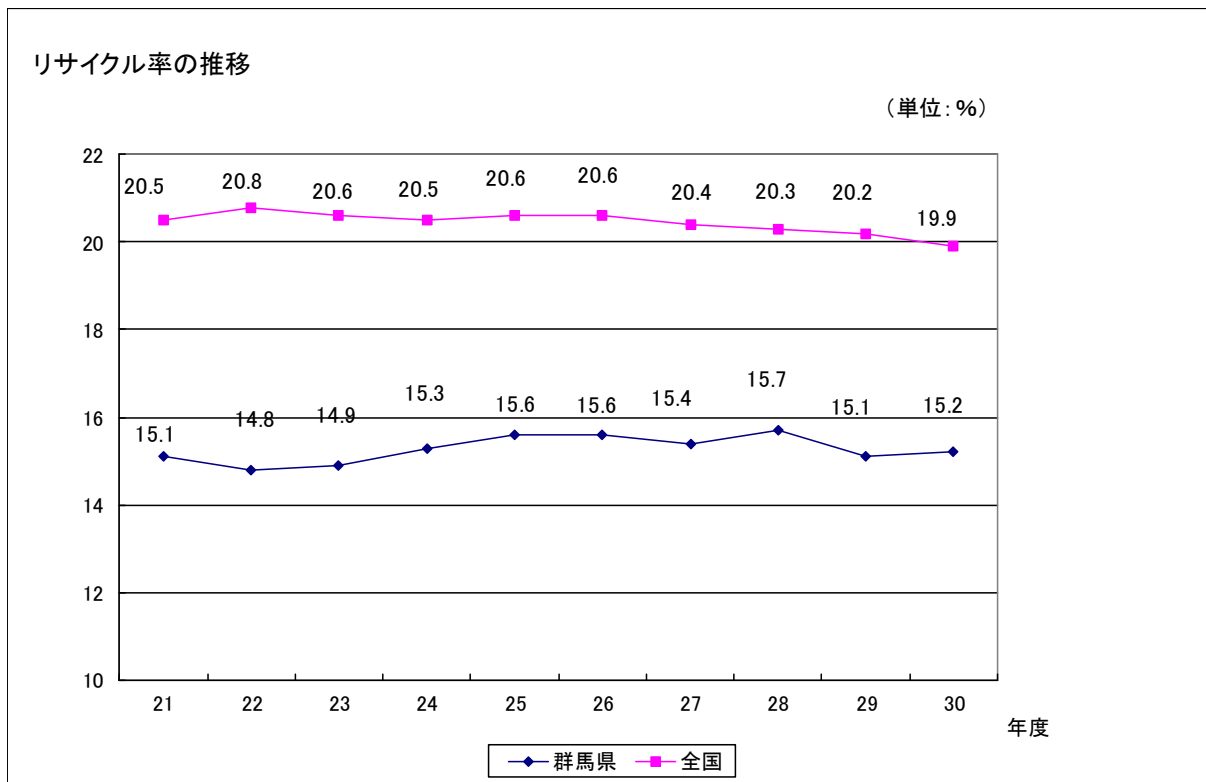
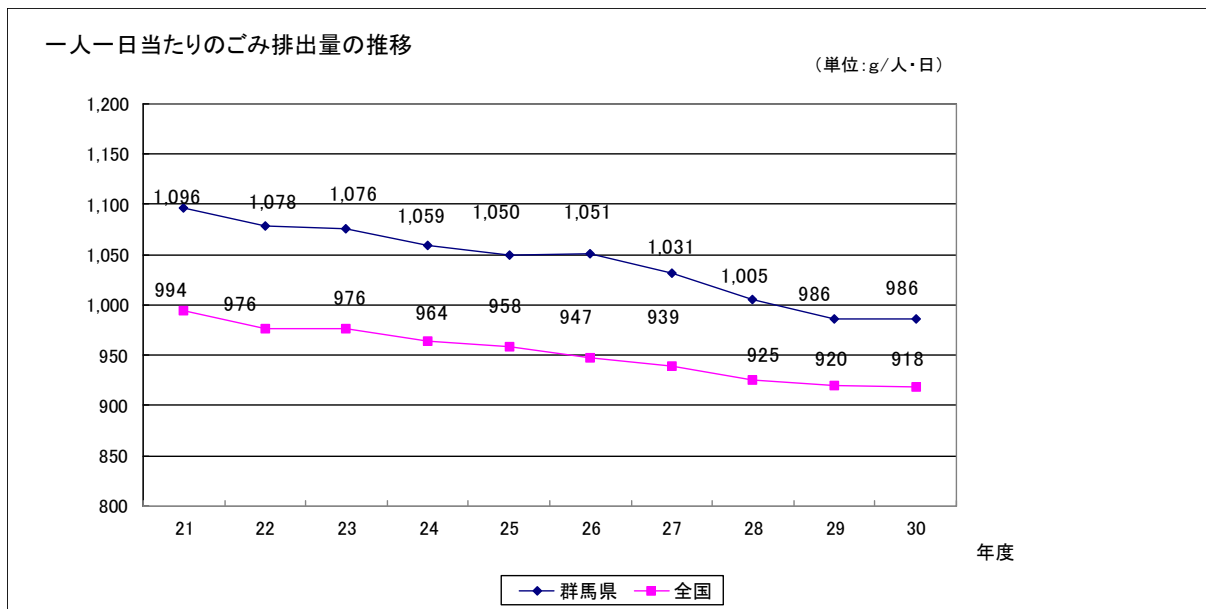
(資料:環境保全課)



## 7 廃棄物

2018(平成30)年度の県内におけるごみの総排出量は714千トンでした。家庭等から出されるごみの一人一日当たりの排出量は986gで、減少傾向にあります。全国平均918g(2018(平成30)年度)に比べると依然として多く(全国で11番目に多く)なっています。

同じくリサイクル率は15.2%で、ほぼ横ばいで推移しています。全国平均19.9%(2018(平成30)年度)に比べると5ポイント低く(全国で9番目に低く)なっています。

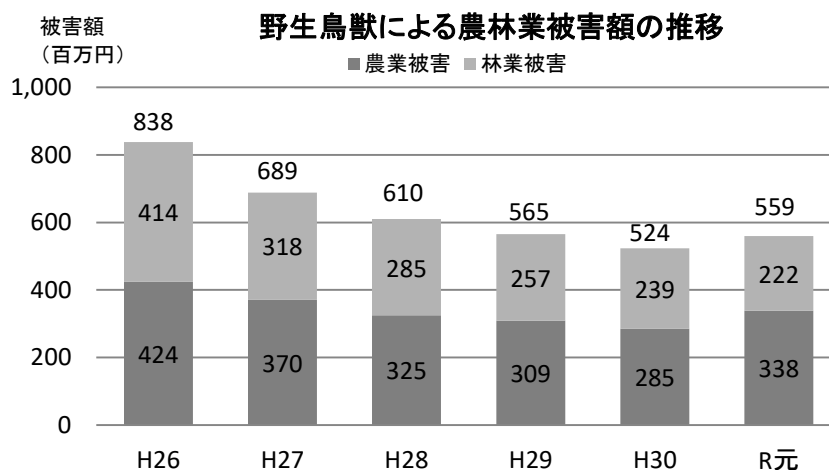


(資料:廃棄物・リサイクル課)

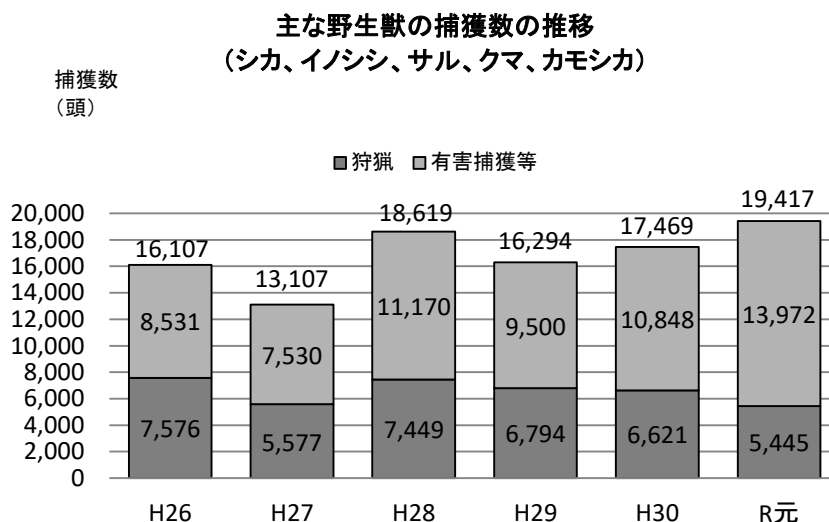
## 8 野生鳥獣

2019(令和元)年度の野生鳥獣による農林業被害額は559,405千円で、2018(平成30)年度に比べ35,720千円増加し、2009(平成21)年度以降では2番目に少ない額となりました。

また、野生鳥獣(イノシシ、シカ、サル、カモシカ、クマ)の捕獲数は19,417頭で、2018(平成30)年度に比べて1,948頭増加し、過去最多となりました。



(資料: 林政課、技術支援課)



(資料: 自然環境課)

## 9 森林環境

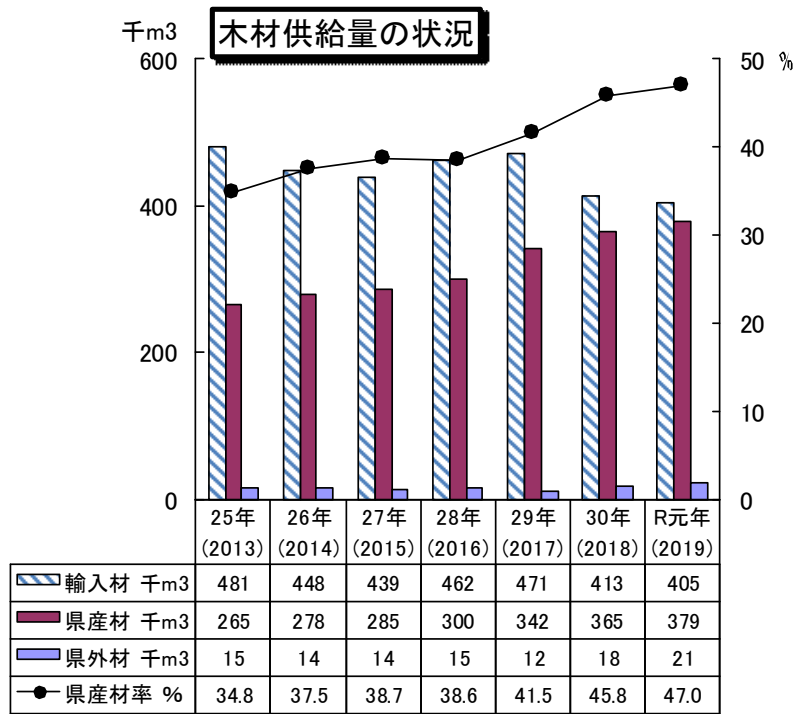
2019(令和元)年度の森林整備面積は1,990haで、減少傾向にあります。

また、2019(令和元)年の素材生産量は379千 $m^3$ で、県内で使われた木材のうち、県産木材の割合は47.0%でした。生産量、県産材率とも増加傾向にあります。

森林整備面積

年度	森林整備面積
H28	2,592ha
H29	2,310ha
H30	2,286ha
R元	1,990ha

(資料: 林政課)



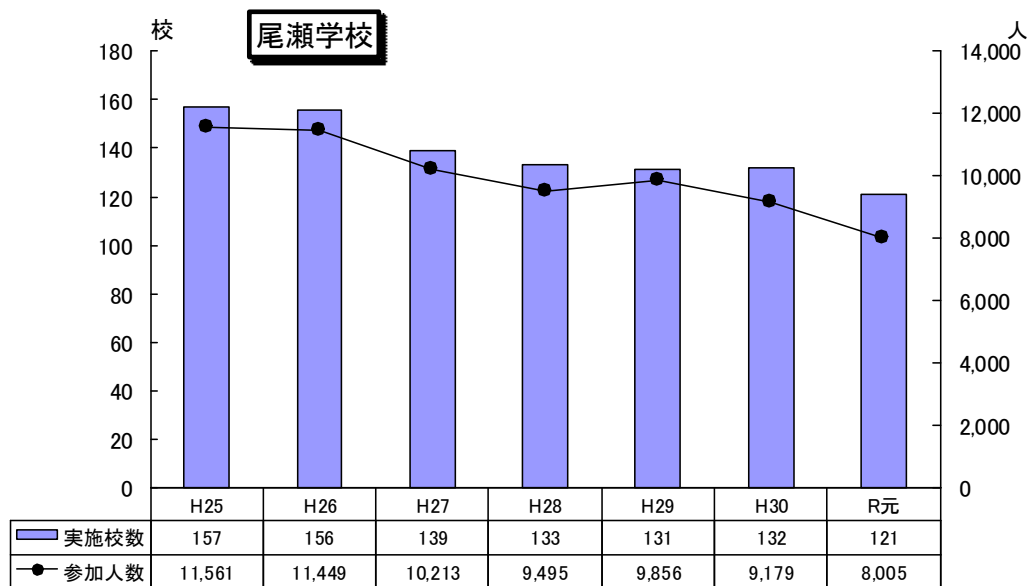
(資料: 林業振興課)

## 10 環境学習・自主的取組

県内の小中学生が尾瀬を訪れ、貴重な自然を体験する「尾瀬学校」には、2019(令和元)年度、121校、8,005人が参加しました。2008(平成20)年度の事業開始以来、参加児童・生徒数は1万人程度で推移しています。

講義や体験活動等を通じて、森林や緑化の重要性を学ぶ「フォレストリースクール」には、2019(令和元)年度、51校、2,800人が参加しました。

移動環境学習車「エコムーブ号」を活用し、実験や体験活動を交えて環境について学ぶ「動く環境教室」では、2019(令和元)年度の利用が94件で、受講児童・生徒数は7,411人でした。件数はほぼ横ばいで推移しています。



(資料: 自然環境課)

## 第3節 群馬県の特徴

### 1 日本を東西南北に結ぶ高速交通ネットワークの結節性

#### (1) “東京から100km圏”の地理的アドバンテージ

- ・我が国の経済活動の中心であり、巨大市場を形成する東京から100km圏に位置しており、地理的条件に恵まれた立地条件です。

#### (2) 日本の中央に位置する交通の結節点

- ・本県は、古くから、東京圏、信越地方、東北地方、中京圏を結ぶ広域的な交流の要衝として、様々な交通が発達してきました。
- ・近年では北関東自動車道の全線開通や圏央道の延伸、さらには北陸新幹線が金沢まで延伸されるなど、東西南北を十字に貫く高速道路や新幹線の整備が進み、全国でも有数の結節性を備えています。

### 2 多彩で豊かな自然資源と快適で住みやすい風土

#### (1) 貴重な自然の宝庫

- ・本県には、県のシンボルである「上毛三山（赤城山、榛名山、妙義山）」のほか、谷川岳や尾瀬など国内でも屈指の景勝地を有する国立・国定公園や、ラムサール条約湿地である尾瀬、渡良瀬遊水地、芳ヶ平湿地群があるほか、多様な自然生態系に恵まれています。

#### (2) 多彩で魅力的な温泉

- ・全国にその名が轟く草津、伊香保、水上、四万をはじめ、100を超える名湯・秘湯に恵まれています。

#### (3) 豊富な資源

- ・流域面積日本一である利根川の水源地であるとともに、多くのダムを有し、豊富な水資源に恵まれていることから、本県は首都圏の水がめとして重要な役割を果たしています。
- ・本県の森林面積は関東地方で最も多く、豊かな森林資源を有しています。また、人工林の多くは木材として利用可能な林齢に達していることから、今後の利活用が期待されます。
- ・本県は、年間の日照時間が全国上位で、豊富な水資源、豊かな森林資源を保有しており、再生可能エネルギーを活用した発電・熱利用等に適した条件を備えています。

#### (4) 自然災害の少なさ

- ・これまでに台風などの風水害、雪害、大規模な地震の発生が比較的少ないことから、県民の多くが「自然災害の少なさ」を強みと感じています。

### 3 世界に誇れる歴史と文化

#### (1) 絹の国ぐんま

- ・2014(平成26)年、「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界遺産に登録され、同年に富岡製糸場の繰糸場、東置繭所、西置繭所が国宝に指定されました。また、日本遺産「かかあ天下一ぐんまの絹物語ー」や県内各地に残るぐんま絹遺産など、国内外に誇る絹遺産が数多く存在しています。

#### (2) 古代文化

- ・本県は古代から脈々と築き上げてきた歴史と多彩な文化に富んだ地域です。古代文化の隆盛をしのばせる古墳群、さまざまな伝説を持つ由緒ある神社仏閣など、歴史的な文化遺産や文化財が数多く存在します。

#### (3) 地域に根ざした特有の文化

- ・本県の冬の長い日照、からっ風、水はけのよい土壌などは小麦の栽培に適した環境であるため、小麦粉を使った食文化、すなわち「粉食文化」が根付いています。
- ・地方オーケストラの草分けとして長い歴史を持つ「群馬交響楽団」、群馬の歴史や営みを凝縮した「上毛かるた」など、地域に根ざした文化資産が広く県民に親しまれています。

### 4 多様で高度な産業集積

#### (1) ものづくり立県

- ・日本の近代化を支えた絹産業から輸送用機器や食料品、電気機器などの製造業に至るまで、長い年月を通じて継承されてきた高度な産業技術の集積があり、「ものづくり立県」として発展しています。
- ・熟練の技が光る多数の伝統工芸品があり、絹織物、だるま、こけしなどが有名です。

#### (2) 多彩な農林水産物

- ・豊富な水資源や長い日照時間、標高およそ10mの平坦地から1,400mの高冷地までの標高差のある耕地等の環境に恵まれ、年間を通して新鮮な農林水産物が生産され、野菜や果物、きのこ、米麦、牛肉、豚肉、乳製品、淡水魚など多彩な食材の供給源です。

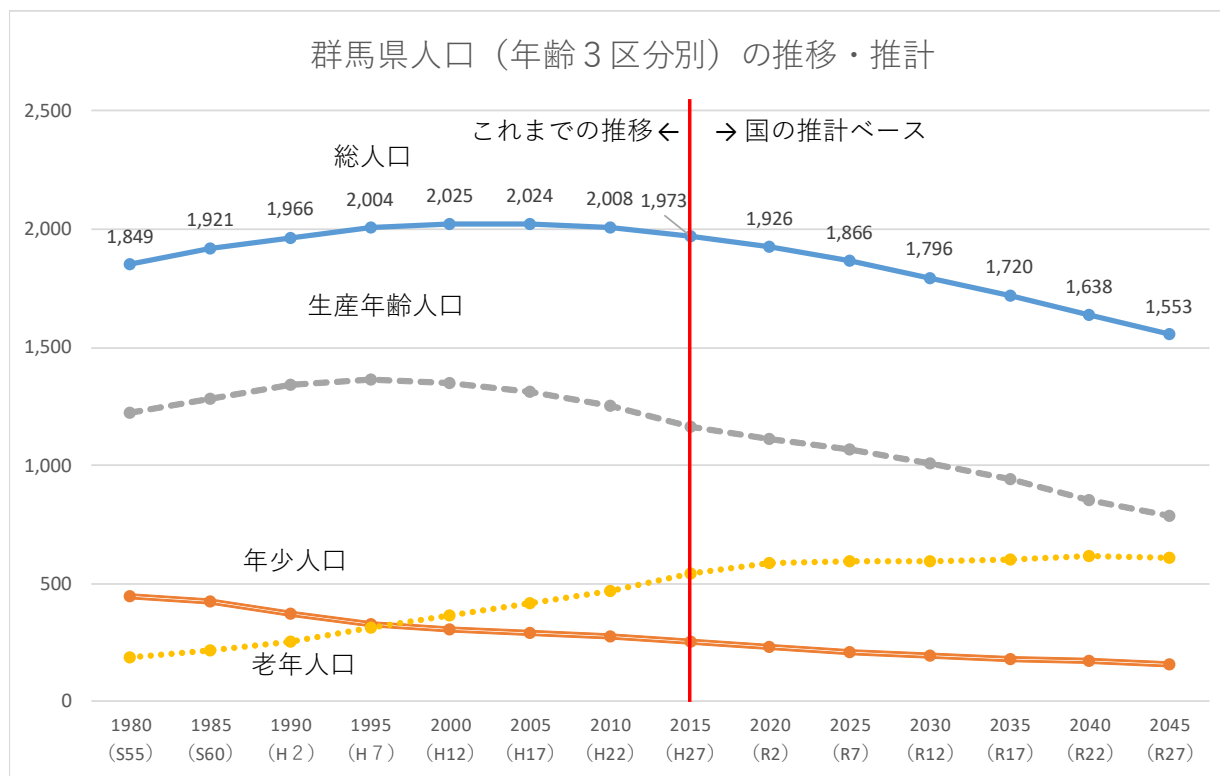
#### (3) 医療・ヘルスケア産業拠点の形成

- ・2013(平成25)年に国から地域指定を受けた「群馬がん治療技術地域活性化総合特区」と2014(平成26)年に全国に先駆けて設立した「群馬県次世代ヘルスケア産業協議会」を通じて、県内の中小企業による医療・ヘルスケア産業分野への新規参入を促す取組をスタートさせたことにより、県内に医療・ヘルスケア産業への期待が高まっています。

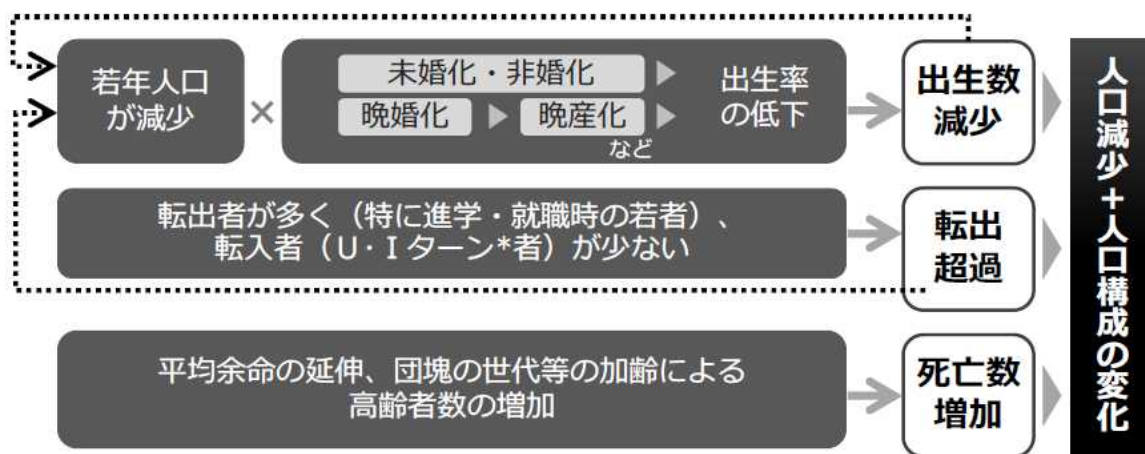
## 第4節 時代潮流

### 1 人口減少と人口構成の変化

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本県の人口は、将来にわたって減少し続けることが予測されています。現役世代(15～64歳)や子どもの数が大幅に減少する一方、高齢者は2040(令和22)年頃まで増え続ける見込みです。



(資料) 群馬県年齢別人口統計調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



#### (1) 産業・経済への影響

- ・今後、生産年齢人口は総人口以上のペースで減少し、各地域で労働力不足が更に深刻化するとともに、各産業において担い手の高齢化が見込まれます。
- ・全国的な人口減少や人口構成の変化により、消費の減少が進行すると考えられ、県内総生産の低下や、それに伴う地域の産業・経済活動の規模縮小、雇用の減少や所得低下、地域からの企業・商業施設の撤退などが懸念されます。特にサービス業などの第三次産業は、本県の雇用の60%以上を占め、

その撤退は地域の雇用機会の大きな損失となります。併せて、人口構成の変化に伴い消費の「質」も大きく変動し、本県の産業構造への影響も懸念されます。

- ・総じて県内の農業、林業等の第一次産業への従事者の高齢化と労働力不足が進み、耕作放棄地の拡大や生産力の低下が懸念されます。その結果、特に中山間地域では、耕作放棄地の周辺で病害虫や鳥獣被害が拡大し、産地の維持が困難になるなど、地域全体に深刻な影響を与えるおそれがあります。さらに今後、人口減少による消費量の減少が、農家の所得低下を招き、担い手の確保が一層難しくなることも予想されます。
- ・住宅や紙パルプ市場の縮小により、木材需要が減少し、林業や木材・住宅産業における雇用の減少や企業規模の縮小が懸念されます。その結果、手入れが行き届かず放置された森林が増え、二酸化炭素吸収機能や水源かん養機能などの森林の公益的機能の低下を招くおそれがあります。

## (2) 地域社会への影響

- ・人口減少や耕作放棄地の増加に伴い、従来地域住民の利用により維持されてきた里地里山の荒廃と、それに伴う鳥獣被害の増加が懸念されます。また、世帯の人員数にかかわらず、一定のエネルギー消費が行われるため、世帯の少人数化、単身世帯の増加が見込まれる中、人口が減少してもエネルギー消費は低減しない傾向にあります。
- ・高齢化や人口減少がある程度進行しても、地域コミュニティに活力がある場合には、環境保全の取組も積極的に行われる傾向があり、地域コミュニティの活性化が求められています。
- ・市街地の拡散と人口密度の低下により、各地域において、医療・福祉・商業などの生活に必要な都市機能の維持が困難になるとともに、移動に伴う自動車への依存がさらに高まることが懸念されます。

## 2 我が国で切迫する巨大災害

- ・我が国は、その位置、地形、気象などの自然的条件から災害が発生しやすく、地震、台風や豪雨による水害、土砂災害などの災害が、各地で多数発生しています。
- ・近年、地球温暖化に伴う気候変動等の影響を受けて、大雨の発生数は増加すると予測され、県内でも水害・土砂災害の激甚化が懸念されます。

## 3 技術革新の進展

- ・温室効果ガス排出量削減効果が期待される次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等)の普及により、電気自動車や燃料電池自動車の基盤技術である次世代電池や燃料電池等の技術開発による高性能化や低価格化が進むものと見込まれます。
- ・次世代電池や燃料電池等の革新的技術の開発・導入により、これまでのようなガソリン自動車等の普及に伴う石油への高い依存状況から、電気や水素といった代替エネルギーへのシフトが進むことが期待されます。
- ・2016(平成28)年1月に閣議決定した「第5期科学技術基本計画」において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された「Society5.0」は、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会を指します。我が国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベー

ションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会「Society5.0」を世界に先駆けて実現していくこととしています。

#### 4 地球環境問題

- ・地球温暖化は、全国各地での記録的猛暑や気象災害の激甚化・頻発化、安定的な水・食料の確保、生物多様性を基盤とする生態系への悪影響など、さまざまな面で変化をもたらし、人類自体の生存にも重大な影響を及ぼすおそれがあると指摘されています。
- ・2016（平成28）年10月、オゾン層を破壊する物質に関する「モントリオール議定書キガリ改正」により、代替フロン（HFC）を新たに規制対象とすることが採択され、地球温暖化対策（温室効果ガス削減としてのフロン対策）のために世界的にフロン削減を推進することが決まりました。

（持続可能な開発目標（SDGs）、地域循環共生圏）

- ・地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応は、世界の全ての国々が一緒に対応しなければ解決できない問題です。2015（平成27）年9月の国際連合総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2030アジェンダ）が国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴールと169のターゲットが設定されています。特に気候変動は、他のSDGsの達成を左右する要素であるとも言えます。SDGs全体の達成に向けて、気候変動以外のSDGsの要素とも整合的に対策を進めていく必要があります。
- ・2018（平成30）年に閣議決定された第五次環境基本計画では、「地域循環共生圏」の考え方が提唱され、持続可能な地域づくりを通して、環境で地方を活気づけていくとともに、人材を育成していくこととしています。

（気候変動対策）

- ・2015（平成27）年12月、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択されました（2016（平成28）年発効）。国内においては、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する中期目標を掲げるとともに、長期目標として2050年までに80%の削減を目指すこととしています。
- ・地球温暖化に起因すると考えられる気候変動影響による被害の防止や軽減等を図る気候変動適応の取組を促進するため、2018（平成30）年12月に気候変動適応法が施行されました。今後は、これまでの緩和策（温室効果ガス排出量の削減等）を引き続き推進するとともに、気候変化に対して自然生態系や経済・社会システムを調整することにより温暖化の影響を軽減させる適応策についても積極的に推進することが求められています。

（プラスチック資源循環、海洋プラスチックごみ、食品ロス問題）

- ・2019（令和元）年5月、政府はプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。
- ・海洋プラスチックごみ問題に対する地球規模での対応が喫緊の課題となっています。2019（令和元）年に大阪市で開催されたG20サミットでは、プラスチックごみによる海洋汚染を2050年までにゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が合意されました。



- ・2019（令和元）年10月に食品ロス削減推進法が施行されました。今後は、多様な主体が連携し、社会全体で食品ロスの削減に取り組むことが求められています。

## 5 生物多様性の保全

- ・人々は、地域の多種多様な生き物を基盤とする生態系から得られる恵み（＝生態系サービス）により、生活や文化、産業などのあらゆる面で支えられています。
- ・この生物多様性は、長い年月の中で育まれてきたものですが、開発等による種の絶滅や減少、里地里山の手入れ不足による二次的な自然の質の低下、外来生物による種の攪乱、地球温暖化などの要因による生育環境の変化など、大きな危機に直面しています。
- ・2010（平成22）年に名古屋市で開催された、生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）を受け、全国的に生物多様性保全に向けた取組が進められています。各自治体においても、希少動植物を保護し、生物多様性を保全する取組を進めることが求められています。
- ・群馬県では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくため、2016（平成28）年度に「生物多様性ぐんま戦略」を策定しました。

## 6 安全で安定的なエネルギー供給への期待

- ・人類の生活に不可欠な化石燃料や鉱物資源などは有限な資源であり、現在のよような大量生産・大量消費といった社会経済活動が継続した場合、近い将来、これらの資源は枯渇してしまうとされています。
- ・2019（令和元）年に最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定するなど、国全体で積極的な取組が展開されています。このため、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）への関心はますます高まっており、地域のエネルギー資源として、積極的な活用を進めていく必要があります。また、脱炭素化したエネルギーの新たな選択肢として、水素の利用等も期待されています。
- ・特に2011（平成23）年の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、日本各地で地域内にある再生可能エネルギーから電力を生み出し、地域内で消費する「エネルギーの地産地消・自立分散化」の取組が進められており、地域における持続可能な社会の構築や、地域の活性化にも貢献することが期待されています。

## 7 新型コロナウイルス感染症と環境政策

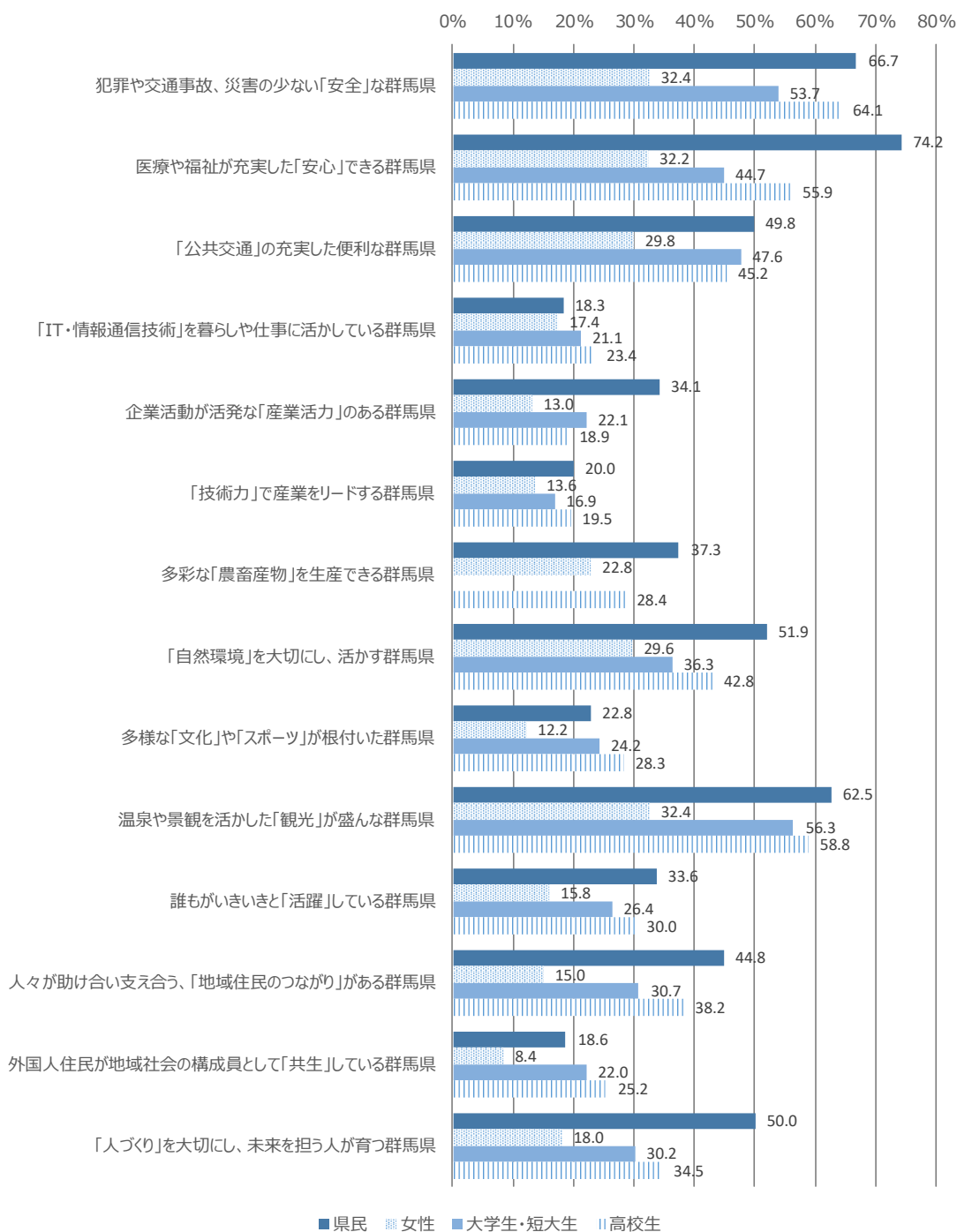
- ・新型コロナウイルス・パンデミック（世界的大流行）が続く中、持続可能な開発に向けた「行動の緊急性」は、かつてないほど高まっています。
- ・世界が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）後の復興計画に着手する中で、国連は各国政府に対し、この機会を活用して、より持続可能でレジリエント（強靱な）かつ包摂的な社会を作り上げることで「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」を遂げるよう呼びかけています。
- ・新型コロナウイルスへの対応は、あらゆる人達に大きな影響を与え、働き方や学び方が大きく変化しています。ESD（持続可能な開発のための教育）の中には、環境教育のベースとなる幼少期の自然体験など、どんな時代でも大切な事があり、創意工夫をして時代のニーズに対応できるよう取り組む必要があります。

## 第5節 県民の意識

### 1 群馬県に期待する姿

- ・10年後の群馬県に期待する姿について、複数回答で聞いたところ、「犯罪や交通事故、災害の少ない『安全』な群馬県」及び「医療や福祉が充実した『安心』できる群馬県」を選んだ人が多く、安全・安心な県に期待が寄せられています。また、「温泉や景観を活かした『観光』が盛んな群馬県」も多くの人を選択しています。

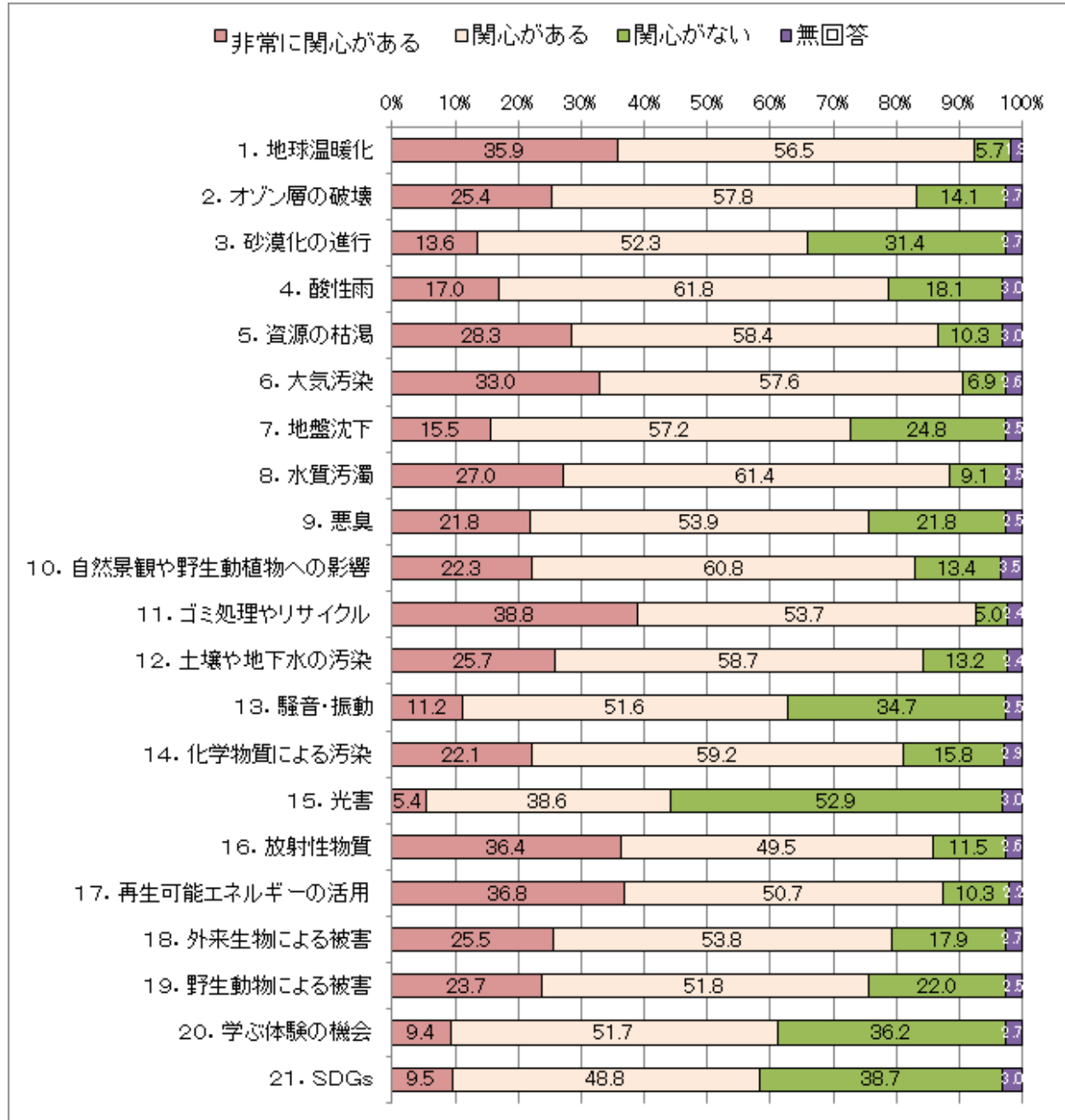
※大学生・短大生アンケートでは『多彩な「農畜産物」を生産できる群馬県』の選出が設けられていなかったため、数字が表示されていません。



(資料：県民アンケート、女性アンケート、大学生・短大生アンケート、高校生アンケート)

## 2 環境への関心

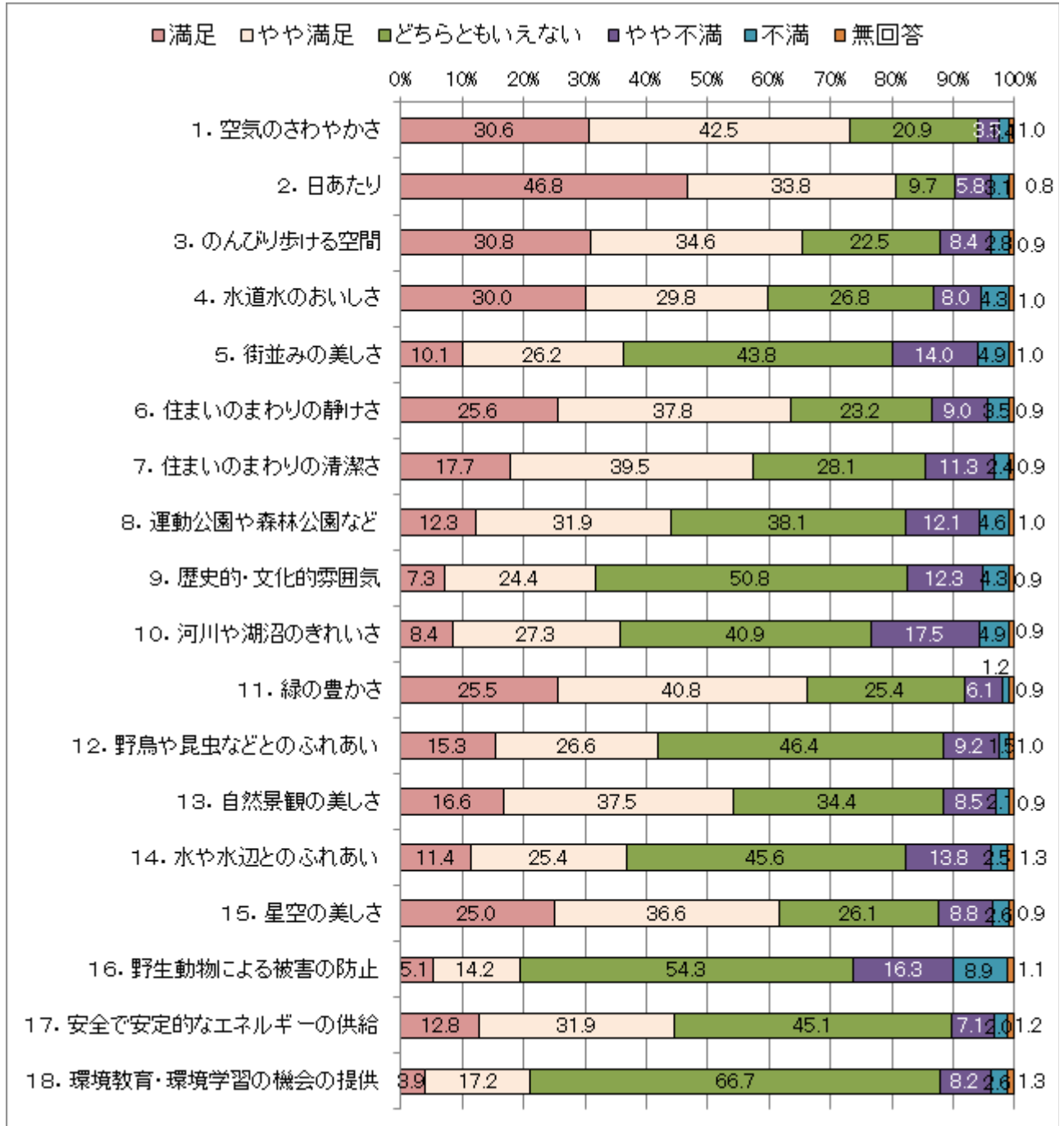
- 環境問題への関心について聞いたところ、「ゴミ処理やリサイクル」「地球温暖化」「大気汚染」を選んだ人が多く、身近な問題から地球環境まで幅広く関心があることが分かりました。



(資料：平成30年度環境問題に関する県民意識アンケート)

### 3 身のまわりの環境に対する満足度

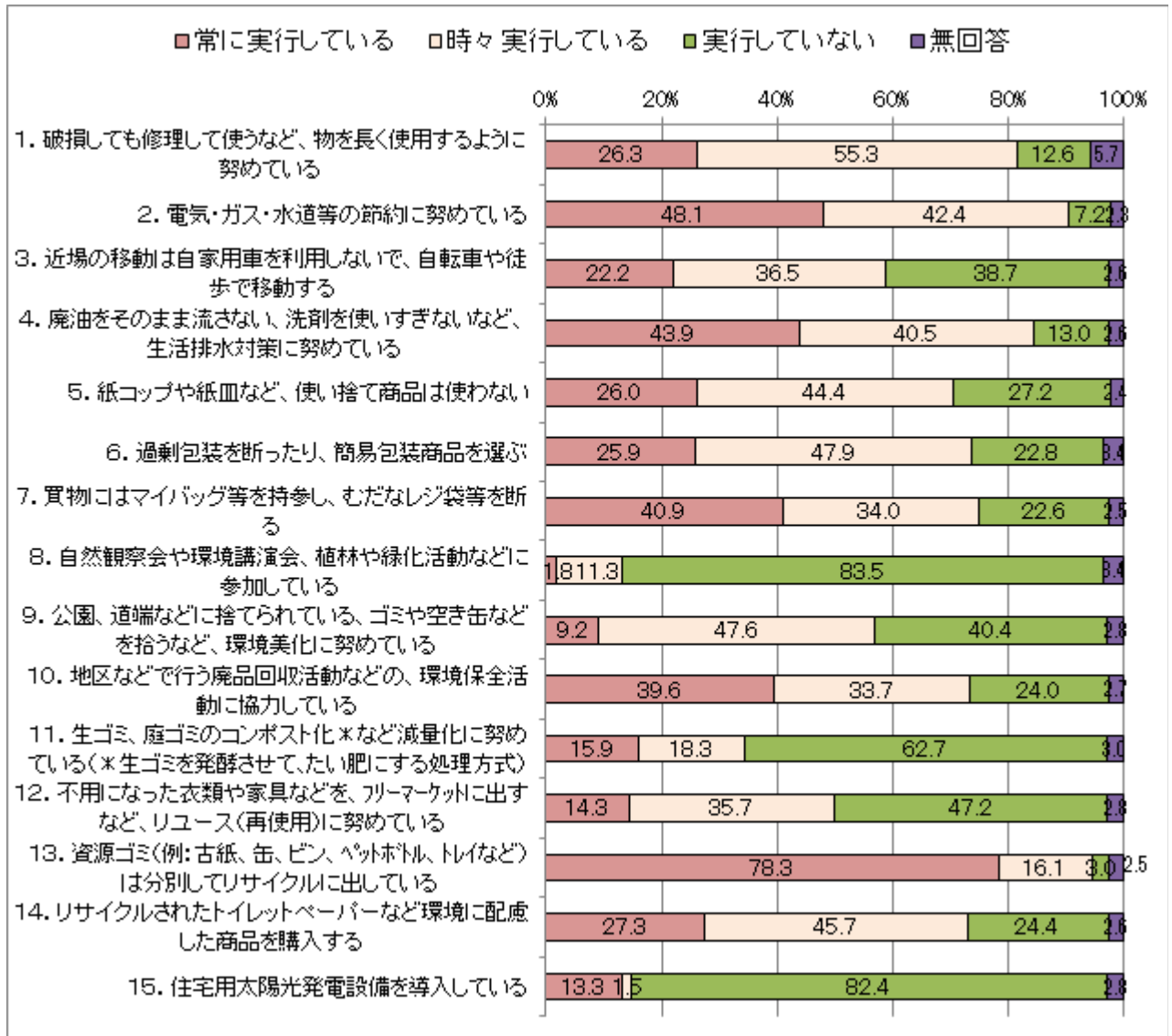
- ・身のまわりの環境に満足しているか聞いたところ、「日あたりのよさ」「空気のさわやかさ」「緑の豊かさ」を選んだ人が多く、日あたりや緑、空気など自然環境の満足度が高いことが分かりました。



(資料：平成30年度環境問題に関する県民意識アンケート)

#### 4 環境保全への取組

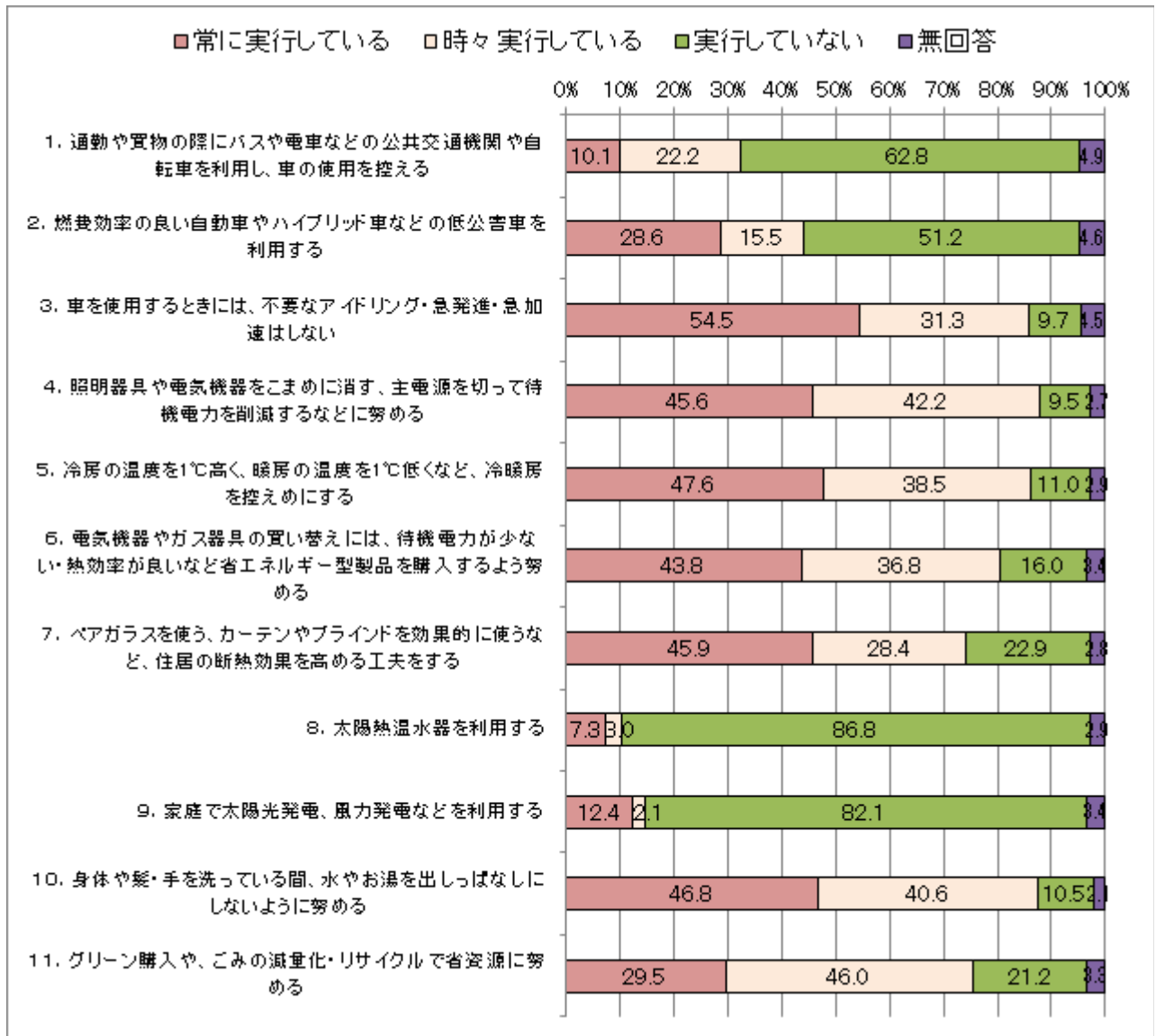
- ・環境保全のため心掛けていることについて聞いたところ、「資源ゴミは分別してリサイクルに出している」「電気・ガス・水道等の節約に努めている」「廃油をそのまま流さない、洗剤を使いすぎないなど、生活排水対策に努めている」を選んだ人が多く、リサイクルや節約など身近な生活の中での実践を心掛けていることが分かりました。



(資料：平成30年度環境問題に関する県民意識アンケート)

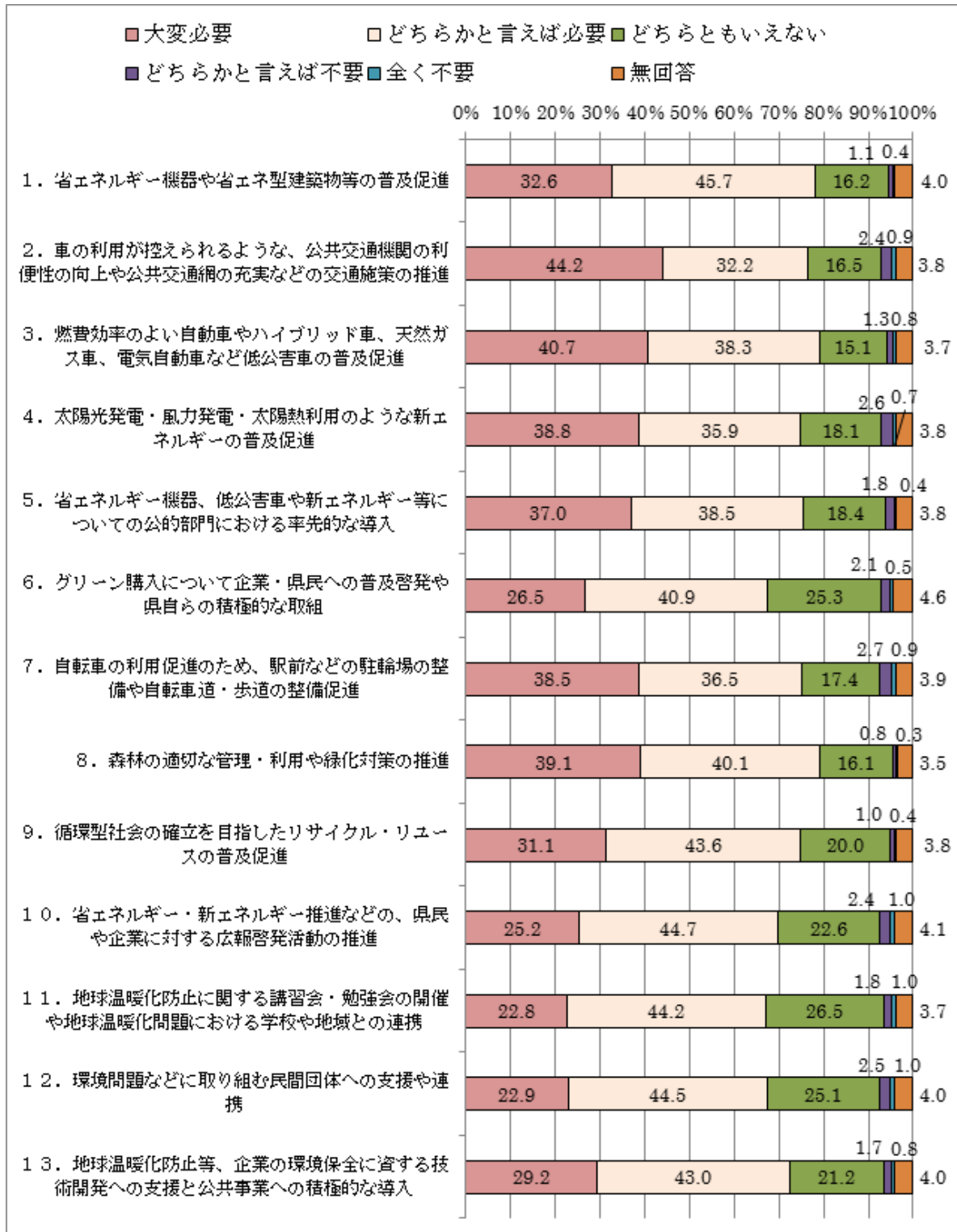
## 5 地球温暖化防止のための取組

- 地球温暖化防止のため心掛けていることについて聞いたところ、「照明器具や電気機器をこまめに消す、主電源を切って待機電力を削減する」「水やお湯を出しっぱなしにしない」「冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低くなど、冷暖房を控えめにする」を選んだ人が多く、身近な生活の中での取組を心掛けていることが分かりました。



(資料：平成30年度環境問題に関する県民意識アンケート)

・また、県として必要な取組について県民へ聞いたところ、「森林の適切な管理・利用や緑化対策の推進」「燃費効率のよい自動車やハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車など低公害車の普及促進」「省エネルギー機器や省エネ型建築物等の普及促進」を選んだ人が多く、これらに対する県の取組について求めていることが分かりました。



(資料：平成30年度環境問題に関する県民意識アンケート)





### 第3章 群馬県が目指す将来像と計画の基本的目標

## 第1節 2040年に向けた群馬県の環境の将来像

群馬県は、県の環境の現状や県民の意識、環境に対するこれまでの取組、時代潮流等を踏まえながら、「群馬県環境基本条例」の究極の目標である「良好な環境の保全と創造」を実現することにより、県民の健康で文化的な生活の確保を目指します。

しかしながら、時代はこれまでに経験したことのない人口構造の激変と人口減少社会を迎えています。人口の減少で、ごみの排出やエネルギー消費など、環境負荷の減少が予測されるものの、ライフスタイルの変化や、高齢化とそれに伴う単身世帯の増加により、むしろ負荷が増加するとも言われています。また、人口の減少は、これまで人の手によって維持管理されてきた農地や里地里山の荒廃をもたらします。このように、環境から発生する問題は、地球温暖化、生物多様性の損失、資源の枯渇など、社会経済活動に直接影響を与えます。

これからの時代は、これまでのような生活環境や自然環境との調和を図りながら社会経済活動を行う社会から、人々が能動的に環境に働きかけ、より質の高い環境を創造し、次の世代に引き継いでいく社会へ移行していかなければなりません。

本県では2019（令和元）年12月、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』を宣言しました。この宣言は、自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の5つで構成された総合的、複合的なものとなっています。国や市町村、県民や事業者とも連携し、このような社会の実現を目指すこととします。

一方で、この目標を実現するための取組を進めるにあたっては、県政全体の羅針盤である「新・総合計画」と目的・方向を整合させる必要があります。

「新・総合計画（ビジョン）」では、『年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が、誰一人取り残されることなく、自らの思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会』を目指すこととし、一極集中から脱却し自立分散型社会を実現していくとしています。

そこで、本計画では、2040年に向けた群馬県の環境の将来像を次のように定めます。

### 「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」

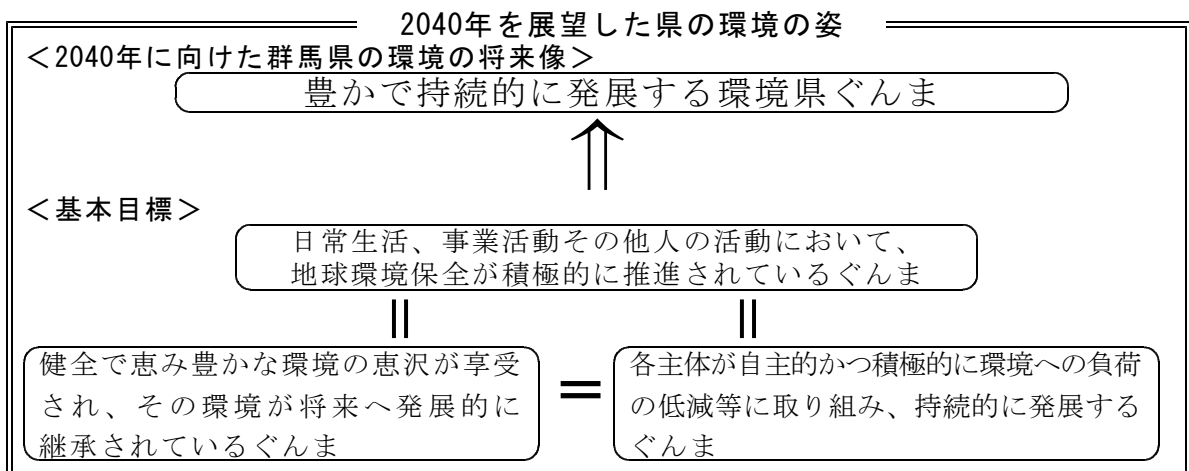
本計画において、「持続的に発展する環境県」とは、県民生活の水準や利便性、豊かな自然環境がもたらす潤い等は現状の水準を維持するか、さらに向上させながらも、温室効果ガスやごみ等の環境に負荷を与えるものの排出が抑制され、そして過度にエネルギーを消費する社会構造やライフスタイルを見直し、県民一人ひとりが能動的に環境に働きかけることにより、質が高く持続可能な環境県づくりに取り組むことと定義付けをし、この実現を目指すこととします。

## 第2節 目指すべき群馬県の環境の姿（基本目標）

本県の環境行政を推進するためには、これを達成するための具体的な目標を明確にする必要があります。

経済社会情勢が大きく変化している時代にあっても、本県の良好な環境の保全と創造の実現を目指し、将来像の実現に向かって施策展開していくため、「群馬県環境基本条例」に規定されている3つの基本理念の達成を本計画の基本目標とします。そして、その目標達成の向こう側に、本計画が目指す将来像が「群馬県の環境の姿」として浮かび上がってきます。

そこで、2040年を展望した県の環境の姿(将来像とそれを達成するための基本目標)を、次のように位置付けます。



### 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢が享受され、その環境が将来へ発展的に継承されているぐんま

これまで、群馬県で暮らし、社会経済活動を営む人びとは、本県の豊かな自然環境を享受しながら良好な生活環境を維持し、健康で文化的な生活の確保を図ってきました。

しかし、豊かな自然環境や良好な生活環境は、私たちが能動的に関与していかなければ、将来にわたり維持し、さらに向上させることはできません。

このため、これからも群馬県は、県民一人ひとりが能動的に身近な環境に関与しながら、豊かな自然環境や良好な生活環境を持続的に維持向上させ、将来の世代に引き継ぐことを目指します。

### 2 各主体が自主的かつ積極的に環境への負荷の低減や質の向上に取り組み、持続的に発展するぐんま

これまで群馬県では、良好な自然環境の下、生物多様性が維持された県土の上で、人々の暮らしや社会経済活動が営まれ、現在までの発展を遂げてきました。

しかし、これまでの発展は、大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済の拡大に重点が置かれていました。

このため、これからの群馬県は、県民や事業者など全ての主体が環境に配慮した活動を主体的かつ積極的に推進し、これまでの環境に負荷を与えるスタイルから、資源のいわゆる3R（リデュース、リユース、リサイクル）を進め、環境の質が現状よりも向上した持続可能な社会の形成を目指します。

### 3 日常生活、事業活動その他の活動において、地球環境保全が積極的に推進されているぐんま

これまで私たちの生活や社会経済活動は、ともすれば豊かさや利便性を追求するあまり、過度のエネルギーの消費やごみの排出、温室効果ガスの放出など、地球全体に負荷をかけてきました。

また、地球温暖化に起因する気候の変動は、局地的な豪雨や豪雪、夏の猛暑等を引き起こし、私たちの生活だけでなく生物の生息や生育にも大きな影響を与えています。

このため、これからの群馬県は、そこで暮らし活動する人びとが、積極的に地球環境を思い、負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を展開する社会の形成を目指します。

## 第3節 計画の基本指針

2040年を展望し、群馬県の目指すべき環境の将来像を達成するためには、その道筋を明確にしておく必要があります。

このため、「群馬県環境基本条例」に規定された4つの基本指針を拠り所として、各種の施策の有機的な連携を図りながら、総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。

そこで、群馬県の目指すべき環境の将来像を達成していくための基本指針を次のとおり明らかにします。

#### 1 環境に責任を持つ人づくり

私たちのライフスタイルや社会経済活動に起因する環境負荷は、群馬県の自然環境や生活環境、さらに地球規模での環境に大きな影響を及ぼします。

このため、環境の保全において、ライフスタイルの見直しなど私たちの主体的な行動を促進することが必要です。

県民、事業者、行政等それぞれの主体が、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組める人材を育てるため、さまざまな環境教育や啓発に取り組みます。

#### 2 自然と共生できる地域づくり

私たちのライフスタイルや社会経済活動は、多様な自然からの恵みを生態系サービスとして受け取るとともに、多くの自然に負荷を与えながら発展を続けてきました。

私たちの住む群馬県や地球は、地形や気候といった自然的条件とともに、多種多様な生物が織り成す生態系のバランスのもとに成り立っています。

私たち人間も生態系を構成する一員として、自然が持つ豊かな恵みを将来の世代に継承するため、生物多様性の保全と持続可能な生態系サービスの利用が可能となるよう、人と自然との共生に努めます。

### 3 環境への負荷の少ない循環型社会づくり

これまで、社会経済活動の発展は、私たちに物質的豊かさと便利さをもたらす一方で、大気汚染や水質汚濁などの産業型公害を引き起こすとともに、急速な都市化は、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川・湖沼の汚濁といった問題を引き起こしてきました。

私たちは、地球が有している限りある資源と浄化作用の恵みを次の世代に引き継いでいかなければならない責務を負っています。

このため、これまでのような過剰な資源の消費を見直し、環境への負荷をできる限り軽減させます。また、社会経済活動に必要な資源を継続して確保していくため、資源のいわゆる3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））に、Refuse（リフューズ（断る））、Respect（リスペクト（敬意を表す））を加えた5Rに取り組むことにより、持続可能な循環型社会を実現します。

### 4 各主体の役割分担と参加のための仕組みづくり

各主体が自らの考えに基づいて環境問題に対応していくためには、環境に関する幅広い知識や、地域の生活に根ざした文化等を活用していくことが重要です。

そのためには、県民、事業者、行政等の垣根を越えた多様な主体が、年齢、性別、職業を問わず多くの住民を巻き込んで、環境保全に関する政策の形成や決定過程、具体的な事業の取組等に積極的に参画していくことが重要です。

こうした多様な環境保全に関する知識や知恵を活用していくためにも、各主体が連携・協働して問題の解決に取り組むことのできる場づくりや情報の共有化等を進めます。

## 第4節 SDGsの考え方の活用

2015（平成27）年9月に開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは環境問題のみならず、経済、社会など包括的な地域課題の解決にも貢献する考え方であり、計画策定において、その考え方を取り入れることが求められます。

群馬県環境基本計画では、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であるというSDGsの考え方を取り入れ、分野横断的に展開することにより、本県が直面する経済・社会課題の解決にも資することを目指します。

なお、目指す姿の達成に向けた取組は、県や市町村等の行政、県民、事業者、環境保全団体等あらゆる主体が、それぞれに求められる役割を実践していくことよって推進されます。そのため、各主体のパートナーシップによる施策展開の実現を目指します。

さらに、これらの取組により、本県の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環等を基盤とし、人口減少社会であっても、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられるぐんま型地域循環共生社会づくりを加速させるとともに、ひいては、SDGsの目標達成にも貢献していきます。

また、本計画における施策・事業の展開とSDGsの17の目標との関係については、〇～〇頁に一覧表で掲載します。



## 第4章 施策体系と重点取組

## 第1節 施策の柱（4本柱）と重点取組

「群馬県環境基本条例」の究極の目標である良好な環境の保全と創造の実現を目指すためには、環境行政の各施策分野が緊密な連携を保ちながら事業に取り組む必要があります。本計画では、施策分野を4つの大項目に分類し、各種の事業を展開することとします。（「第5章 施策・事業の展開」参照）

このような取組のうち、2040年を展望した本県の将来像である「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」の実現に向けて、計画期間中に重点的に取り組む施策を示します。

### <施策の柱（4本柱）>

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 持続可能な循環型社会づくり
- 3 自然との共生と森林（もり）づくり
- 4 安全・安心で快適な生活環境づくり

### <重点取組>

#### 施策の柱1 地球温暖化対策の推進

##### <取組の方向性>

地域の再生可能エネルギーを地域で有効活用する「分散型・地産地消型エネルギーシステム」（地域マイクログリッド）を構築することにより、「低炭素社会づくり」、非常時にもエネルギーの確保が可能な「安全・安心な地域づくり」を進めます。

#### 取組1：再生可能エネルギーの普及・拡大、地産地消

##### 取組の概要

- ①住宅用「創エネ・蓄エネ」設備の導入促進
  - ・住宅用太陽光発電設備等の「創エネ」設備や蓄電池、V2Hシステム（電気自動車の蓄電池を家庭用電源に変換する設備）等の「蓄エネ」設備等の導入支援
- ②地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等の導入推進
  - ・予備電源のない又は不十分な施設や避難所、病院等に自家消費用の太陽光発電設備等の再エネ発電設備と蓄電池等を導入
- ③地域の系統線を活用したエネルギーの面的利用
  - ・地域に存在する再生可能エネルギーを活用し、平常時は下位系統の潮流を把握・制御し、災害等による大規模停電時には自立して電力を供給できる「地域マイクログリッド」を推進

#### 取組2：水素利用の普及促進

##### 取組の概要

- ①燃料電池自動車（FCV）の活用促進、水素ステーションの整備促進
  - ・普及に向けた課題の整理や対応策の検討（有識者会議等）
  - ・FCV展示会・セミナー・試乗会の開催などによる水素利用の普及啓発



## 目標・指標

- ①再生可能エネルギーの導入量  
22億kWh/年（H30年度） → 検討中（R12年度）
- ②県イベントでの燃料電池自動車（FCV）活用台数  
2台（R元年度） → 検討中（R12年度）
- ③水素ステーション設置箇所数  
0箇所（R元年度） → 検討中（R12年度）

## 施策の柱2 持続可能な循環型社会づくり

### <取組の方向性1>

食べきりの推奨や賞味期限に対する意識改革、フードバンクの活性化等により、食品が大量に廃棄されている現状を改善します。  
また、市町村や事業者と連携して一層のごみ減量化に取り組めます。

### 取組1：MOTTAINAI運動

#### 取組の概要

- ①県・市町村による率先実行
  - ・職員によるフードドライブ
  - ・3きり・30・10・3Rの徹底
  - ・食育の拡充
- ②事業者の取組
  - ・外食時の食べ残しの持ち帰り・ドギーバッグの普及
  - ・食べきり協力店の開拓
  - ・事業者団体による環境宣言
  - ・企業によるフードドライブ
  - ・規格外品・賞味期限が近い商品の販売
- ③県民の取組
  - ・規格外品・消費期限・賞味期限が近い食品を活用した「MOTTAINAIパーティー」の開催・普及推進
  - ・3きり運動・30・10運動・3Rなどの普及推進
  - ・県・市町村のイベント等でフードドライブを実施
- ④フードバンク・子ども食堂の支援
  - ・食品提供者とフードバンク・子ども食堂とのマッチング
  - ・フードバンクから要支援者への物流網の構築
  - ・活動空白地域での活動開始を支援

### 取組2：ごみ減量化の推進

#### 取組の概要

- ①市町村との連携強化
- ②生ごみの排出抑制（リデュース）
  - ・3きり運動の推進、30・10運動の推進、食べきり協力店登録制度の拡充、生活に密着した活動団体との協働
- ③リユース品の活用
  - ・リユース食器の普及促進
- ④リサイクルの促進
  - ・分別収集品目の拡充指導、店頭回収の促進、紙類リサイクルに向けた新たな回収体制の構築
- ⑤啓発活動における人材（3Rリーダーや環境アドバイザー）の派遣

### 取組3：店頭回収の促進

#### 取組の概要

- ①消費者のリサイクル行動の利便性向上
  - ・食品スーパーによる容器等の店頭回収の取組を県HP等において紹介、実施店舗への啓発ステッカーの配布

## 目標・指標

- ①フードバンクの食品取扱量  
241 t (R元年度) → 検討中 (R12年度)
- ②食べきり協力店(飲食店、宿泊施設、食料品小売店)登録店舗数  
369店 (R元年度) → 検討中 (R12年度)
- ③県民一人一日当たりのごみの排出量  
986 g (H30年度) → 805 g 以下 (R12年度)
- ④一般廃棄物の再生利用率  
15.2% (H30年度) → 27%以上 (R12年度)
- ⑤一般廃棄物の最終処分量  
70千 t (H30年度) → 56千 t 以下 (R12年度)

## <取組の方向性2>

群馬県の豊かな自然を守り、環境と調和した持続可能な社会を構築するため、環境学習の取組が学校や地域、企業等、あらゆる主体に広がっていくよう、それぞれに合わせた参加の場や機会づくりを行うとともに、各主体の連携・協働を推進します。

また、環境アドバイザー制度の運営等を通じ、地域における環境保全活動の中核となる人材の育成を行います。

## 取組1：環境学習の推進

取組の概要	<ol style="list-style-type: none"><li>①「動く環境教室」<ul style="list-style-type: none"><li>・体験を通じながら環境問題を楽しく学習するための教材を搭載した移動環境学習車「エコムーブ号」を活用し、要望のあった小・中学校等において、「動く環境教室」を実施</li></ul></li><li>②地域環境学習事業<ul style="list-style-type: none"><li>・県民が環境との関わりについて学び、考え、行動するための契機となるよう、地域に密着した環境学習の機会を提供</li></ul></li><li>③子ども向け地域環境学習事業<ul style="list-style-type: none"><li>・各地域において開催される学習会・イベント等の場に講師を派遣し、子ども向け地域環境学習を支援</li></ul></li><li>④こどもエコクラブ<ul style="list-style-type: none"><li>・幼児から大人まで誰でも参加できる地域の環境活動クラブを県が事務局となり支援</li></ul></li></ol>
-------	--

## 取組2：環境人材の育成

取組の概要	<ol style="list-style-type: none"><li>①環境アドバイザー制度運営<ul style="list-style-type: none"><li>・地域における環境保全活動の中心となる人材を「環境アドバイザー」として登録し、情報提供や研修等により活動を支援</li></ul></li><li>②ぐんま環境学校「エコカレッジ」<ul style="list-style-type: none"><li>・広く県民を対象に講義やワークショップ、フィールドワーク等の講座を開催し、環境活動を自ら主体的に行える人材を育成</li><li>・修了者は環境アドバイザーに登録するほか、希望により尾瀬ボランティア等にも登録が可能</li></ul></li><li>③みんなのごみ減量フォーラム<ul style="list-style-type: none"><li>・環境アドバイザーと県が連携し、3R、食品ロス、プラスチックごみ等をテーマとした講演やパネルディスカッションを行い、県民のごみの減量化に対する意識を啓発</li></ul></li></ol>
-------	---

## 取組3：企業等と地域・学校との連携・協働

取組の概要	<ol style="list-style-type: none"><li>①あらゆる場・主体・施策のつながり強化<ul style="list-style-type: none"><li>・環境にやさしい買い物スタイルの普及・啓発活動の実施</li></ul></li><li>②情報の集約・発信<ul style="list-style-type: none"><li>・環境情報ホームページ「ECOぐんま」の運営</li></ul></li></ol>
-------	---

## 目標・指標

- ①動く環境教室受講者数  
7,411人（R元年度） → 7,500人（R7年度）
- ②環境アドバイザー登録者数  
280人（R元年度） → 300人（R7年度）
- ③ぐんま環境学校（エコカレッジ）修了者数  
22人（R元年度） → 30人（R7年度）
- ④企業等と地域・学校との連携・協働の取組（事例数）  
1件（R元年度） → 3件（R7年度）

## 施策の柱3 自然との共生・森林（もり）づくり

### <取組の方向性1>

シカ等の野生鳥獣対策を推進します。また、特定外来生物クビアカツヤカミキリによるサクラ等への被害について、早期発見、早期駆除などの防除対策に取り組めます。

### 取組1：野生鳥獣対策の強化

#### 取組の概要

- ①野生鳥獣対策の推進
  - ・適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）に基づき、市町村や関係機関と連携し、「捕る」対策を強化するとともに、「守る」「知る」対策を一体的に推進

### 取組2：クビアカツヤカミキリ対策

#### 取組の概要

- ①クビアカツヤカミキリ総合対策事業
  - ・被害が深刻化しているクビアカツヤカミキリについて、各種対策事業を総合的に実施し、観光地であるサクラの名所やウメ等果樹生産地への被害拡大を食い止める。

## 目標・指標

- ①野生鳥獣による林業被害額  
221,659千円（R元年度） → 検討中
- ②野生鳥獣による農作物被害額  
337,746千円（R元年度） → 176,000千円（R7年度）
- ③クビアカツヤカミキリによる新たな樹木被害の発生本数  
2,051本（R元年度） → 0本（R12年度）

### <取組の方向性2>

森林は県土面積の3分の2を占めており、「水源地ぐんま」として、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させる必要があります。このため、次の取組により、県民の安心・安全の確保を図ります。

### 取組1：林業経営を通じた森林整備の推進

#### 取組の概要

- ①自立した林業・木材産業による森林資源と資源の循環
  - ・自立した林業・木材産業を実現するため、デジタル化・自動化などによる低コスト林業システムを導入
  - ・持続的で自立した林業経営を通じた森林整備を推進

取組2：森林の公的管理（治山事業・ぐんま緑の県民基金事業による森林整備）

取組の概要

- ①災害の復旧
  - ・地球温暖化が起因と考えられる局地的集中豪雨の増加等により、激甚化・多様化している山地災害からの早期復旧
- ②山地災害の事前防災・減災
  - ・地形地質等から山地災害発生の恐れが高いと考えられる「山地災害危険地区」における、予防的に事前防災・減災を図るための施設整備
- ③森林の維持・造成
  - ・森林の多様な公益的機能を高度に発揮させるため、保安林等の造成、保育等の森林整備
- ④水源地域等の森林整備
  - ・森林の公益的機能の発揮させるため、立地等の条件が不利であることにより、林業経営が成り立たず放置されている人工林や水源林、松くい虫被害地等の森林整備
- ⑤市町村提案型事業
  - ・荒廃した里山・平地林等を対象に、市町村と地域住民やNPO・ボランティア団体等との協働による地域に根ざした森林整備を支援
- ⑥森林ボランティア活動・森林環境教育の推進
  - ・森林ボランティア活動を推進するため、森林ボランティア支援センターを運営し、情報発信や安全研修、森林整備作業器具の貸出し、体験会、交流会を開催
  - ・森林環境に関する専門的知識を有した指導者の育成や森林の重要性等の普及啓発により、森林環境教育を推進

目標・指標

- ①間伐等森林整備面積  
1,990ha/年（R元年度） → 検討中（R12年度）
- ②治山事業施工面積（累計）  
556ha（R元年度） → 検討中（R12年度）
- ③森林環境教育参加者  
15,853人（R元年度） → 検討中（R12年度）

**施策の柱 4** 安全・安心で快適な生活環境づくり

＜取組の方向性＞

『ぐんま5つのゼロ宣言』に基づき、プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組を行います。

**取組 1 : プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組**

<b>取組の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 県・市町村による率先実行<ul style="list-style-type: none"><li>・ 流域で連携したプラスチックごみ対策</li><li>・ マイボトル・リユース食器の活用</li><li>・ ワンウェイプラスチックから再生プラスチックへの転換促進</li></ul></li><li>② 事業者の取組<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者団体による環境宣言</li><li>・ 代替プラスチックの技術開発</li><li>・ 衣料品の廃棄削減</li><li>・ マイバッグ・マイボトルの推奨</li><li>・ プラスチックストロー、レジ袋の削減</li></ul></li><li>③ 県民の取組<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境にやさしい買い物スタイルの実践</li><li>・ ぐんま3R宣言、3Rリーダー派遣</li></ul></li></ul>
--------------	--

**目標・指標**

① (検討中)

